

財団法人
国際民商事法センター

ICCLC

第8号

1999年6月

目 次

第8号 1999年6月

第一部 第八回理事会・第七回評議員会

ご挨拶	会 長 伊 藤 正	1
第八回理事会議事録		3
第七回評議員会議事録		7
評議員推薦の件		11
学術評議員推薦の件		12
平成10年度事業報告、収支決算及び財産目録の件		13
監査報告書		34
平成11年度事業計画及び収支予算の件		35

第二部 第二回国際民商事法研修研修員レポート

(カンボジア)

カンボジアにおける民商事法	46
---------------	----

ユウ・オタラ	司法省ASEAN担当課長
--------	--------------

(中国)

中国における担保と裁判外紛争処理のシステム	48
-----------------------	----

ドン・チャオジェ	国務院司法局上席職員
----------	------------

中国の担保制度と裁判外紛争処理	55
-----------------	----

リー・ミンチェン	国務院司法局上席職員
----------	------------

(ラオス)

ラオス国の担保制度と裁判外紛争処理制度	64
---------------------	----

ケーン・ロワンサイ	司法省経済仲裁機構裁判外紛争処理 担当官
-----------	-------------------------

ラオス国に関する報告	72
------------	----

スリワン・サイモンコル	通商省企画・協力部長
-------------	------------

(モンゴル)

裁判外紛争処理手段の現状	79
--------------	----

ドルジ・オドバヤー	司法省国際法・司法協力局司法協力 担当課長
-----------	--------------------------

担保制度の現状と問題点	83
-------------	----

ジュグネ・シシミシュク	対外関係省貿易・経済協力部政策・ 貿易問題担当官
-------------	-----------------------------

(ミャンマー)

担保制度の現状と課題	88
------------	----

キン・トウィー・ミン	司法長官官房法務官
------------	-----------

裁判外紛争処理の現状と課題	92
---------------	----

キン・トウィー・ミン	司法長官官房法務官
------------	-----------

(ヴェトナム)

ヴェトナムに関する報告	96
-------------	----

レ・ミン・ティエン	商務省法務部外国貿易担当専門官
-----------	-----------------

編集後記	108
------	-----

第一部

第八回理事会・第七回評議員会

伊藤会長 挨拶

平成11年5月20日 午後4時
法曹会館 高砂の間

本日は当財団の第8回理事会及び第7回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当財団は設立以来3年を経過しました。この間、法制度整備支援、シンポジウムやセミナーの開催、特定テーマについての調査研究などを中心として事業を推進し、おかげさまで各事業ともほぼ軌道に乗って来ております。

これらの事業は総て当財団の役員、学術関係者及び会員の方々、法務省法務総合研究所他関係者多数の皆様の絶大なご協力のもとに実施運営されており、そのご支援に対しましてここに改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

当財団の事業活動の詳細につきましては、本日の議事資料としてお配りしています平成10年度事業報告書及び平成11年度事業計画書を参照いただきたいと思います。私からは新たに取組んでおりますプロジェクトの主旨について簡単にふれさせていただきます。

国際協力事業団の無償援助事業の一環として、上智大学の森島昭夫教授がベトナム民法制定に多大なご尽力をされたことは、皆様ご存知のとおりであります。更にカンボジア政府の強い要請により、カンボジアの民法及び民事訴訟法の草案策定に日本の専門家が官民上げて協力支援する体制が作られました。

当財団は昨年10月より国際協力事業団から業務委託を受けて、このプロジェクトの基本方針を策定する国内支援委員会、森島教授を部会長とする民法作業部会、駿河台大学竹下守夫教授を部会長とする民事訴訟法作業部会の運営事務局の仕事を開始しております。

この事業は3～4年がかりとなるとお聞きしており、関係のメンバーの方々のご苦勞は大変なものがあると思いますが、カンボジアの法制度確立に重要な役目を担うものであり、当財団としてもプロジェクトのスムーズな運営のため、積極的に協力したいと考えております。

次に、法務総合研究所と韓国大法院との間で検討されてきました日韓パートナーシップ研修が、今年度からスタートする運びとなり、当財団として全面的にバックアップする方針でおります。日韓関係は政治、文化、経済全般にわたり一段と緊密化が進む歴史的な流れの中にあると思われ、法制度について相互に理解深めるため、研究研修の場を継続的に設けることは、両国友好関係の増進に寄与するものと確信しております。

この他新規事業としては、昨年から準備を進めてまいりました日越民商事法セミナーを今年11月にハノイで開催します。質量とも充実して来ましたベトナム法整備支援研修の新たなステージに向けて、国際協力事業団、法務総合研究所及び当財団の三者が主催し、ベトナム司法省関係者の参加を得て開催するハノイでのセミナーは有意義なものになると期待しております。

調査研究事業としては2年間にわたり研究をお願いした倒産法研究会に一区切りがつけましたので、今年からは新しい体制でアジア各国の裁判外の紛争処理制度の比較研究を開始していただきます。

これら新規事業も含め当財団事業の一層の充実を計り、民商事法分野において、アジア各国に対する社会的貢献の一助として、日本のプレゼンス高揚のお役に立つよう努めてまいりたいと思いますので、関係者皆様の一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

尚、別途ご報告しておりますとおり、昨年7月に当財団は特定公益増進法人の認可をいただき、財団基盤の強化のため会員の増加にも努めてまいりましたが、何分にも昨今の経済情勢は逆風となっております。現状の会員数を維持すると共に、更に広範囲にわたりお声をかけ新規会員を募ることといたし、特に理事及び評議員の企業の方々にはご協力をお願いしまして、私の挨拶を終わらせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第八回理事会議事録

- 1 開催日時 平成11年5月20日(木) 16時00分～17時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事 35人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 10人
代理人出席 20人
(他の理事を代理人とする者 13人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 7人)
書面による表決 5人
- 4 付議事項
第1号議案 評議員推薦の件
第2号議案 学術評議員推薦の件
第3号議案 平成10年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第4号議案 平成11年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長岡村泰孝が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長伊藤正から挨拶があった。

(1)第1号議案 評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

(2)第2号議案 学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

(3)第3号議案 平成10年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、木村榮作、中川英彦両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成10年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。

次いで議長は、本議案を第七回評議員会に諮問した。評議員会議長前田宏は、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨理事長に答申した。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成10年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(4)第4号議案 平成11年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は第7回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏は、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨理事長に答申した。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成11年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 枇杷田 泰助
- 2 河内 悠紀

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成11年5月20日

議長 岡村泰孝 

議事録署名人 枇杷田泰助 

議事録署名人 河内悠紀 

財団法人国際民商事法センター第8回理事会出席者

(アイエオ順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭化成工業㈱	相談役	弓倉 礼一	議長宛委任状	
アサヒビール㈱	名誉会長	樋口 廣太郎	議長宛委任状	
石川島播磨重工業㈱	会 長	稲葉 興作	法務室室長	中村 孝英
大阪瓦斯㈱	相談役	大西 正文	議長宛委任状	
関西電力㈱	会 長	宮崎 勇	書面表決	
㈱クボタ	相談役	三野 重和	議長宛委任状	
新日本製鐵㈱	会 長	今井 敬	取締役	西川 元啓
住友金属工業㈱	名誉会長	新宮 康男	議長宛委任状	
住友商事㈱	名誉顧問	伊藤 正	本人出席	
住友電気工業㈱	会 長	川上 哲郎	議長宛委任状	
東京海上火災保険㈱	会 長	河野 俊二	取締役総務部長	崎谷 幸生
東京電力㈱	会 長	那須 翔	書面表決	
㈱東京三菱銀行	会 長	高垣 佑	議長宛委任状	
㈱東芝	社 長	西室 泰三	議長宛委任状	
東レ㈱	会 長	前田 勝之助	議長宛委任状	
トヨタ自動車㈱	社 長	奥田 碩	法務部主査	高瀬 由紀夫
㈱日本興業銀行	会 長	黒澤 洋	法務部長	坪井 清
日本電気㈱	取締役相談役	関本 忠弘	議長宛委任状	
日本電信電話㈱	社 長	官津 純一郎	書面表決	
日本郵船㈱	会 長	根本 二郎	書面表決	
㈱日立製作所	取締役相談役	三田 勝茂	書面表決	
松下電器産業㈱	会 長	松下 正治	法務本部法務企画部部長	池田 耕一
三井物産㈱	相談役	江尻 宏一郎	文書部法務第四室室長	山下 良一
三菱重工業㈱	会 長	相川 賢太郎	議長宛委任状	
三菱商事㈱	相談役	諸橋 晋六	議長宛委任状	

個人理事

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	岡村 泰孝	出席
朝日新聞 会長	磯邊 律男	出席
弁護士	稲田 克巳	出席
法務省法務総合研究所 所長	河内 悠紀	出席
弁護士	小杉 丈夫	出席
弁護士	原田 直郎	欠席
(財)民事法務協会 顧問	枇杷田 泰助	出席
電通総研研究所 所長	福川 伸次	出席
(財)台湾協会 理事長	梁井 新一	議長宛委任状
弁護士	渡邊 悟朗	出席
事務局長	金子 浩之	出席

財団法人国際民商事法センター第七回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成11年5月20日(木) 16時00分～17時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 37人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 3人
代理人出席 30人
(他の理事を代理人とする者 22人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 8人)
書面による表決 4人
- 4 付議事項
第1号議案 理事長から、平成10年度事業報告、収支決算及び財産
目録の件(理事会付議第3号議案)について諮問の件
第2号議案 理事長から、平成11年度事業計画及び収支予算の件
(理事会付議第4号議案)について諮問の件
- 5 議 事
寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長岡村泰
孝から本日の評議員会の議長に指名され着席。
議事に先立ち会長伊藤正から挨拶があった。
理事長岡村泰孝から第1号及び第2号の各議案について、評議員会に
おいて審議し、助言されたい旨の諮問を受けた。
(1)第1号議案 平成10年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
(理事会付議第3号議案)は、原案について異議な
く、また助言すべき事項はない旨理事長に答申する
ことを全員一致をもって承認可決した。
(2)第2号議案 平成11年度事業計画及び収支予算の件(理事会付
議第4号議案)は、原案について異議なく、また助
言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員
一致をもって承認可決した。

よって、議長は第1号及び第2号の各議案については、評議員会として異議
がなく、助言すべき事項はない旨理事長に答申した。

最後に、議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

- 1 西 迪雄
- 2 野田 愛子

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成11年5月20日

議 長

前田 宏

議事録署名人

西 迪雄

議事録署名人

野田 愛子

財団法人国際民商事法センター第7回評議員会出席者

(アイエオ順、敬称略)

評議員会社

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭硝子㈱	会 長	瀬谷 博道	書面表決	
伊藤忠商事㈱	社 長	丹羽 宇一郎	法務部法務第3チーム長 代行	鈴木 通暁
㈱大林組	社 長	向笠 慎二	書面表決	
川崎重工業㈱	会 長	大庭 浩	議長宛委任状	
国際電信電話㈱	社 長	西本 正	書面表決	
㈱小松製作所	会 長	片田 哲也	法務部長	波江野 弘
㈱さくら銀行	頭 取	岡田 明重	議長宛委任状	
サントリー㈱	社 長	鳥井 信一郎	法務部長	桐生 正一
三洋電機㈱	副会長	高野 泰明	法務・知的財産部担当部長	椿 芳朗
㈱三和銀行	頭 取	佐伯 尚孝	議長宛委任状	
住友化学工業㈱	会 長	森 英雄	議長宛委任状	
㈱住友銀行	会 長	森川 敏雄	議長宛委任状	
ソニー㈱	顧 問	愛甲 次郎	議長宛委任状	
大成建設㈱	会 長	山本 兵藏	法務部国際法務室長	阿波 正文
大和証券㈱	非常勤顧問	江坂 元穂	議長宛委任状	
東京瓦斯㈱	会 長	渡邊 宏	文書部法務グループ課長	佐成 実
日商岩井㈱	相談役	西尾 哲	議長宛委任状	
㈱日本経済新聞社	社 長	鶴田 卓彦	議長宛委任状	
日本航空㈱	会 長	山地 進	法務部長	三好 晋
日本生命保険(相)	会 長	伊藤 助成	書面表決	
㈱富士銀行	会 長	橋本 徹	議長宛委任状	
富士通㈱	会 長	関澤 義	議長宛委任状	
丸紅㈱	会 長	鳥海 巖	法務部国際法務第二課課長	中木 康博
三井海上火災保険㈱	社 長	井口 武雄	議長宛委任状	
三菱化学㈱	社 長	三浦 昭	議長宛委任状	
三菱電機㈱	取締役相談役	北岡 隆	議長宛委任状	

個人評議員

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	石川 正	議長宛委任状
弁護士	小野 昌延	議長宛委任状
弁護士	河本 一郎	議長宛委任状
大阪大学 名誉教授	熊谷 信昭	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
奈良産業大学 教授	中野 貞一郎	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	出席
弁護士	野田 愛子	出席
弁護士	前田 宏	出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
上智大学 教授	森島 昭夫	議長宛委任状

評議員推薦の件

候補者 栃木 庄太郎 法務総合研究所 総務企画部長

提案理由 櫻井 浩評議員が法務総合研究所総務企画部長から転出したことに伴い、平成11年1月18日評議員を辞任したので、その後任として上記候補者を推薦します。

栃木 庄太郎(とちぎ しょうたろう) 略歴

昭和21年11月11日生

昭和45年9月 司法試験合格

昭和48年4月 仙台地方検察庁 検事

昭和62年4月 司法研修所 教官

平成 2年4月 法務省保護局 恩赦課長

平成 6年4月 法務省矯正局 総務課長

平成 8年4月 東京高等検察庁 検事

平成 9年4月 東京区検察庁 上席検察官

平成10年6月 東京地方検察庁 公判部長

平成11年1月 法務総合研究所 総務企画部長

学術評議員推薦の件

- 候補者
1. 射手矢 好雄 弁護士(第二東京弁護士会所属)
 2. 中務 嗣治郎 弁護士(大阪弁護士会所属)

提案理由 射手矢 好雄、中務 嗣治郎両学術評議員が、平成11年5月22日任期を満了することに伴い再任することとし、推薦します。

平成10年度事業報告書

(平成10年4月1日～平成11年3月31日)

1 役員会の開催

(1)第五回評議員会 (書面による議決)

平成10年4月16日、岡村理事長が第五回評議員会の招集を通知し、下記議案について諮問し、前田評議員を同評議員会議長に指名した。

議案： 平成9年度事業報告、収支決算及び財産目録について

4月17日、前田評議員は第五回評議員会議長として、本議案について評議員各位に対し書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、同日付書面をもって意見を求めた。前田評議員会議長は、5月21日、理事長の諮問に係る「平成9年度事業報告・収支決算及び財産目録」について評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することについて、評議員全員の賛成を得て承認可決した。

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

- ・法務総合研究所総務企画部長 鶴田 政純
- ・弁護士 野田 愛子

(2)第六回理事会

第六回理事会を下記の通り開催した。

日 時： 平成10年5月21日 16:00～17:00

場 所： 法曹会館2階 高砂の間

出席者： 理事36名（本人出席8名、代理人出席10名、委任状出席9名、
書面による表決権行使者9名）

本理事会は定員数である過半数を満たす出席があり、有効に成立した。岡村理事長が議長として議事を進め、以下の議案について理事全員の賛成を得て、原案通り承認可決した。

－評議員推薦の件、学術評議員推薦の件、平成9年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

なお、学術評議員のうち、石川正、中野貞一郎、森島昭夫の3学術評議員は今回評議員に推薦された（学術評議員としては任期切れ退任）。また、平成9年度事業報告・収支決算及び財産目録の議決にあたり、木村、中川両監事から監査結果の報告があり、前田評議員から同議案についての理事長からの諮問に対する第五回評議員会の答申の報告があった。

理事会議事録署名人として、以下2名が指名された。

- ・(財)民事法務協会会長 枇杷田泰助
- ・法務総合研究所所長 吉村徳則

上記議決にもとづき伊藤会長は、平成10年5月21日付けで評議員、学術評議員を委嘱した。新任の評議員は5名、学術評議員は2名であり他の方々は再任された。

新任評議員	弁護士大阪弁護士会所属	石川 正
	奈良産業大学教授	中野 貞一郎
	伊藤忠商事株式会社社長	丹羽 宇一郎(前任者 室伏 稔)
	株式会社大林組社長	向笠 慎二(前任者 津室 隆夫)
	上智大学教授	森島 昭夫
新任学術評議員	大阪大学教授	池田辰夫
	弁護士第一東京弁護士会所属	松島 洋

(3)第七回理事会 (書面による議決)

平成10年9月18日、岡村理事長は第七回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとした。

10月1日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：理事推薦の件(候補者 河内悠紀法務総合研究所所長)、
評議員推薦の件(候補者 櫻井浩法務総合研究所総務企画部長)、
学術評議員推薦の件(候補者 川島慶雄帝塚山大学教授)

議事録署名人として以下2名が指名された。

- ・弁護士 小杉 丈夫
- ・(財)民事法務協会顧問 枇杷田 泰助

(4)第六回評議員会 (書面による議決)

平成10年10月1日、岡村理事長は第六回評議員会の招集を通知し、上記第七回理事会で推薦された河内悠紀法務総合研究所長の理事委嘱について評議員会の承認を求め、議長に前田評議員を指名した。同日、前田評議員は、同議案について第六回評議員会議長として評議員各位に書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、10月19日過半数の賛成を得てこれを承認可決した。

議事録署名人として以下2名が指名された。

- ・弁護士 長島 安治
- ・弁護士 野田 愛子

上記議決にもとづき、会長は平成10年10月2日付けで櫻井浩に評議員、平成11年11月2日付けで河内悠紀に理事をそれぞれ委嘱した。

2 法整備支援受託事業並びに同関連事業

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

平成10年度も国際協力事業団より年2回の研修を受託した。

1回の研修期間は、従来3週間であったが、本年度より4週間に延長された。

①第6回ベトナム研修

研 修 期 間： 平成10年6月15日～7月10日

研修実施場所： 法務省法務総合研究所

研修主要内容： 会社法、手形小切手法、裁判制度、商業登記制度、株式発行実務
証券取引制度、証券取引に関する規制法、証券等監視委員会の活動、
会社活動に対する規制、株主総会の実務、商社機能

講 師： 三ヶ月章特別顧問、吉村徳則理事、鶴田政純評議員、他最高裁、法務総合
研究所、大蔵省、証券取引等監視委員会、東京証券取引所、東洋信託
銀行、住友商事㈱、一橋大学、筑波大学、早稲田大学、中央大学、法政
大学等からの専門家

表敬及び見学： 法務大臣、法務省大臣官房総務審議官、同司法法制調査部長、民事局長
を表敬訪問。大阪において、大阪高検検事長、大阪地検検事正、大阪法務
局長を表敬訪問。最高裁、司法研修所、東京地裁、弁護士事務所、東京
証券取引所、大阪法務局、住友商事㈱を訪問見学。大阪では松下電器
産業㈱の工場見学、京都市内、東京都内を見学。

当財団は、本研修の一環として「ベトナムにおける企業活動をめぐる諸問題」と題する国際民
商事法シンポジウムを法務総合研究所との共催（後援 法務省民事局、国際協力事業団）に
より開催し、研修員による発表のほか研修員2名がベトナム側パネリストとしてパネル
ディスカッションに参加した。（このシンポジウムの詳細は当財団機関誌 ICCLC 第6号参照）
閉会後ベトナム研修員の歓迎懇談会を開催し、交流を深めた。

日 時： 平成10年7月2日 10:20～17:00

場 所： 法曹会館2階 高砂の間

パネリスト ベトナム側： ゲン・ティ・ビック・ヴァン 司法省民事経済法局次長
ゲン・ディン・クン 中央経済管理研究所770経済政策局次長

日本側： 志村治美 立命館大学名誉教授、京都学園大学教授
上村達男 早稲田大学教授
金井貴嗣 中央大学教授
鈴木康二 日本輸出入銀行海外投資研究所主任研究員
藤井孝男 ベトナム松下電器㈱社長

ベトナム研修員： ゲン・ティ・ビック・ヴァン 司法省民事経済法局次長
ドン・ティ・アイ ホーチミン市人民裁判所副裁判長
ゴートゥ・ナム ベトナム共産党中央内政委員会第三部次長

ディン・ディック・リン	司法省民事経済法局法務専門官
ドォー・トゥ・トゥイ	司法省第二事務所ホーチミン公証登録局次長
グエン・ディン・クン	中央経済管理研究所マクロ経済政策局次長
ディン・ヴァン・ロック	司法省人事教育局専門官
チャン・マイン・ダット	司法省法務研究所研究官
(レー・ヴァン・スアン投資計画省財政局上席専門官は都合により不参加)	

参加人数： 87名

当財団はこの研修に際し、講師謝金、通訳謝金等の費用の一部を負担したほか、大阪、京都の見学費用の一部を支援した。

②第7回ベトナム研修

研修期間： 平成10年10月5日～10月30日

研修実施場所： 法務省法務総合研究所

研修主要内容： 知的財産権総論、同各論（工業所有権、著作権）、裁判制度、知的財産権行政概要、知的財産権の侵害に対する規制、知的財産権の国際的保護・日本の審査・審判の概要、企業における知的財産権保護の実務、知的財産権をめぐる紛争と弁護士役割、工業所有権実務、知的財産権と独占禁止法、偽ブランド商品の取締り、著作権制度の概要と国際的動向、不正競争防止法と知的財産権の保護、弁理士の役割と業務、偽ブランド商品と輸出入規制

講師： 三ヶ月章特別顧問、河内悠紀理事、小野昌延・櫻井浩評議員、他最高裁、法務総合研究所、特許庁、公正取引委員会、警察庁、文化庁、大蔵省、中央大学、横浜国立大学、富士通㈱、青山特許事務所、浅村内外特許事務所からの専門家

表敬及び見学： 法務大臣、法務省大臣官房総務審議官、同司法法制調査部長、同民事局長を表敬訪問。大阪において、大阪高検検事長、大阪地検検事正、大阪法務局長を表敬訪問。東京において、最高裁、東京地裁、特許庁、東京税関、富士通川崎工場、浅草寺を見学。大阪において大阪法務局、富士通関西システム㈱、松下電器産業を見学。京都市内を見学。

ベトナム研修員： ゲン・ビン 司法省民事経済法局次長
 ガ・ヴァン・クイ 司法省人事研修局次長
 グエン・クアック・ヒュー 司法省民事執行局次長
 ヴォ・ティ・ターン 司法省民事経済法局専門官
 ホー・ヴァン・フー 司法省国際協力局国際法上席専門官
 チュー・ヴァン・ティン 司法省法務局上席法務専門官
 チュオン・ティ・フォン 司法省法務広報教育局
 ブ・ミン・トゥン ベトナム共産党内政委員会法制局専門官
 ガ・チョン・チェン イエンバイ省司法局長
 チャン・フン・ジュン バックリウ人民裁判所裁判長
 ダン・グ・ファン 司法省「民主と法律」編集者

この研修に際し、当財団は第6回ベトナム研修と同様の費用を支援した。

また、当財団はこの機会に研修員代表による最近のベトナムの法整備の状況についての講演会と研修員との懇談会を大阪において開催し、関西の関係者との交流を深めた。

日 時： 平成10年10月20日

講演会 17:00 ～ 18:00 懇談会 18:00 ～ 19:30

場 所： KKR HOTEL OSAKA

講演会 2階「琴」 懇談会 3階「曙」

講 演 者： ゲン・ビン司法省民事経済法局次長

演 題： 「最近のベトナムの法整備の状況」

参加人数： 56名

③ベトナム長期研修： 本年は実施されなかった。

(2) 国際民商事法研修（マルチ研修）

平成10年度は、平成9年度と同様カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナムの6ヶ国から各国2名の研修員が来日し、これに6名の日本人研修員も参加し、計18名にて以下の通り実施した。

第3回マルチ研修

研 修 期 間： 平成11年2月1日～3月5日

研 修 実 施 場 所： 国際協力事業団大阪国際センター 2/1 ～ 2/23、3/3 ～ 3/5

法務省法務総合研究所 2/26 ～ 3/2

研 修 主 要 内 容： アジアの法制度・法体系、国際取引と法インフラ、日本の裁判所、会社法、商取引法、法学教育概要、独占禁止法、不正競争防止法、手形・小切手法、日本の弁護士制度及び弁護士の役割、日本の倒産処理法、裁判外紛争処理システム（日本の調停制度）、証券取引法、企業における紛争解決、コーポレート・ガバナンスをめぐる問題、企業活動と知的財産権の保護

講 師： 三ヶ月章特別顧問、原田直郎理事、石川正評議員、池田辰夫学術評議員他、法務総合研究所、名古屋大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、大阪市立大学、大阪府立大学、国際商事仲裁協会、関西電力㈱からの専門家

表敬、講演参加、見学等： 大阪では、大阪高裁長官、大阪地裁所長、大阪高検検事長、大阪地検検事正、大阪法務局長を表敬訪問、大阪地裁民事法廷を見学。広島では、広島法務局長を表敬訪問、広島大学、原爆ドーム資料館を見学。2月19日、大阪国際交流センターにおいて当財団、法務総合研究所主催の国際民商事法シンポジウム「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」に参加。2月24日石川県金沢市に旅行し、石川国際民商事法センター・北國

新聞社の主催、当財団等が後援する国際民商事法研修会(金沢の講演会(講師:星野英一東京大学名誉教授、講演「国際化時代と日本民法典 100 年」))に参加、帰途敦賀にある関西電力美浜発電所において同社有賀総務室長による講義を受け、あわせて工場見学を行った。東京では、法務大臣、法務省大臣官房総務審議官、同民事局長を表敬訪問し、最高裁、司法研修所、証券取引所を見学。

研修員:カンボジア	イム・チャム・アップ・ベク・デー	商務省法務局商事法課担当官
	モン・モニ・カヤ	プノンペン市裁判所判事
中国	リー・リー・リー	青島外国経済・貿易委員会副課長
	トウ・ジャン・ゾン	北京第二中級人民裁判所判事補
ラオス	アウ・サウ・ムマ	商務観光省貿易局次長
	フェイ・イー・ソウ・アリハ	ヴィエンチャン県裁判所次長
モンゴル	ムンゲ・レル・ドゥル・ゲル・ジャグ	司法省法改正局次長
	ヤン・ツァン・ゲル・ゴウ	外務省法務局次長
ミャンマー	ドー・クイン・ウー	文部省ヤンゴン大学副学部長
	ド・タウ・ミト	マンダレイ大学教授
ベトナム	グエン・ディン・ホソ	貿易省法務局商事法上席専門官
	グエン・ディン・リー	ハノイ法科大学経済法学部教授
日本	石川紳二	トヨタ自動車㈱法務部国際法務室
	澤本百合	東京海上火災保険㈱総務部法務室
	武田美和子	福岡地方裁判所判事補
	石井博之	法務省民事局第五課係長
	東亜由美	法務総合研究所教官
	内村嘉寿子	大阪地方検察庁検事

この研修に際し、当財団は研修の円滑な取り進めのため、ベトナム研修と同様の支援を行うとともに、日本人研修員の参加費用を支援した。また、3月1日には新宿サミットクラブにおいて、当財団主催による研修員との懇談会を開催し、交流を深めた。

(3) 第4回カンボジア国司法支援研修(カンボジア研修)

国際協力事業団は、法務省、最高裁、日弁連の協力を得て、平成11年1月12日から2月5日まで第4回カンボジア研修を実施。当財団は、平成11年2月3日、法務省及び法務総合研究所の斡旋により、カンボジア法制度整備支援民法、民事訴訟法両作業部会委員の方々と今回のカンボジア研修員との懇談会を開催し、同国法制度整備の実状について情報を入手した。

日 時: 平成11年2月3日民法作業部会委員との懇談会 10:30 ~ 12:30
民事訴訟法作業部会委員との懇談会 14:00 ~ 16:00

場 所: 最高検 20階会議室

出席者： カンボジア研修員 ティ・ネン司法省次官補他14名
 民法作業部会 森島上智大学教授他7名
 民事訴訟法作業部会 竹下駿河台大学教授他7名

また当財団は、平成11年1月21日当財団主催による同研修員との昼食懇談会を開催、カンボジア研修員との交流を深めた。

(4) カンボジア法制度整備

当財団は、国際協力事業団の行うベトナム・カンボジア重要政策中枢支援「法制度整備」プロジェクトについて、平成10年10月1日付けにて同事業団と下記内容の業務委託契約書を締結した。

上記プロジェクトの基本計画策定支援、技術的検討、国内関係機関調整等の助言、勧告を行う国内支援委員会（ベトナム・カンボジア両国を対象とする）並びにカンボジア民法草案作成を支援する民法作業部会及びカンボジア民事訴訟法草案作成を支援する民事訴訟法作業部会の運営に必要な事務業務の受託。

具体的には会議の設定、委員との連絡調整、会議資料準備、資料整理保管、議事録の作成、委員等に対する謝金、旅費交通費の支給、その他庶務業務等である。

尚、国内支援委員会はベトナムも含まれるが、ベトナム関係は国際協力事業団の指示による経費支払窓口となるに止まるため、当財団としては本件受託及び関連事業は「カンボジア法制度整備」としている。

平成10年度委員会及び作業部会メンバー

1 国内支援委員会

森島昭夫（委員長）	上智大学法学部教授
竹下守夫	駿河台大学法学部教授
鮎京正訓	名古屋大学大学院国際開発研究科教授
四本健二	名古屋経済大学法学部助教授
矢吹公敏	日弁連
寺脇一峰	法務省法務総合研究所総務企画部副部長
林 真琴	法務大臣官房秘書課企画室長

2 作業部会

民法部会

森島昭夫（部会長）	上智大学法学部教授
浦川道太郎	早稲田大学法学部教授
鎌田薫	早稲田大学法学部教授
山本豊	上智大学法学部教授

松本恒雄	一橋大学法学部教授
新美育文	明治大学法学部教授
能見善久	東京大学法学部教授
南 敏文	横浜地裁判事(元法務省民事局第二課長)
相澤哲	法務省民事局付
亀田哲	法務省法務総合研究所研究第一部研究官

民事訴訟法部会

竹下守夫(部会長)	駿河台大学法学部教授
上原敏夫	一橋大学法学部教授
松下淳一	学習院大学法学部教授
三木浩一	慶応大学法学部教授
池田辰夫	大阪大学法学部教授
大村雅彦	中央大学法学部教授
柳田幸三	東京高裁判事(元法務大臣官房審議官)
實金敏明	法務省法務総合研究所研修第三部長
古閑裕二	法務省民事局付

平成11年3月20日から25日の間、民法作業部会から新美教授、山本教授、民事訴訟法部会から竹下教授、上原教授、三木教授の5名が、第1回現地視察調査団としてカンボジアに出向き、同国司法省関係者とのワークショップを持ったのを初め、平成11年度には各委員が何組かに分かれ、現地訪問を行い、現地の状況、ニーズ、関係諸制度等について基礎調査研究が進められる予定。

平成10年度の委員会及び作業部会の開催状況

①国内支援委員会(場所: 主として外務省会議室)

ベトナム : 平成10年11月18日、平成11年2月2日、2月19日
カンボジア: 平成10年11月18日、平成11年2月19日

②民法及び民事訴訟法作業部会(場所: 主として当財団会議室)

関係者顔合わせ会 : 平成10年11月11日
両作業部会懇談会 : 平成10年12月16日(於 法務省地階すみれ亭)
民法作業部会 : 第1回 平成10年12月26日
第2回 平成11年1月30日
第3回 平成11年2月3日(カンボジア国研修員との懇談会
於 最高検会議室)
第4回 平成11年2月27日

民事訴訟法作業部会: 第1回 平成11年1月9日
第2回 平成11年2月3日(カンボジア国研修員との懇談会
於 最高検会議室)
第3回 平成11年3月13日

(5) ラオス国法整備支援研修

ラオス国の要請にもとづき、同国法整備の支援を目的とし、国際協力事業団、法務省、名古屋大学が協力し、基本法、環境法、地方自治法などの日本の法制度を紹介する研修が平成11年2月19日(金)から3月12日(金)まで名古屋及び東京で行われた。

研修員: ラー・シンダラー司法省副大臣他16名

この研修に当財団岡村理事長、三ヶ月特別顧問、小杉理事が講師をつとめたほか、当財団は3月4日、法曹会館において昼食会を主催し、同研修員と交流の機会をもった。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

平成10年度は中国より3名の講師を招き、東京において「中国の経済体制改革と法制度の最新の動向について」をテーマに以下の通りセミナーを実施した(本セミナーの詳細は機関誌ICCLC 第7号を参照)。また、翌日大阪において中国民商事法大阪講演会及び懇談会を開催した。

①第3回日中民商事法セミナー

日 時: 平成10年11月5日 10:00 ~ 17:30

会 場: 千代田区霞ヶ関 全国社会福祉協議会・灘尾ホール

主 催: 当財団 後援: 法務総合研究所

参加人数: 82名

プログラム

主催者挨拶 伊藤正 当財団会長

基調講演 中国側講師

于 吉 国务院経済体制改革弁公室 総合調研司副司長
「経済体制改革と経済立法」

孫礼海 全人代常務委員会法制工作委员会 民法室副主任
「民事立法の動向・統一契約法を中心として」

王保樹 清華大学教授、社会科学院法学研究所兼任教授
「国有企業改革と会社法」

パネル討論

総合司会 野村好弘 東京都立大学教授

パネリスト 中国講師3名、酒巻俊雄早稲田大学教授、藤野文晤伊藤忠商事
株式会社顧問、射手矢好雄森綜合法律事務所弁護士、小賀野晶一
秋田大学教授

総括 三ヶ月章 当財団特別顧問

セミナー終了後、同会場において当財団主催によりセミナー参加者全員を招待し懇親会を開催、交流を深めた。

②中国民商事法大阪講演会及び懇談会

日 時： 平成10年11月6日 講演会 16:00 ～ 17:30 懇談会 17:30 ～ 19:00

会 場： KKR HOTEL OSAKA

参加人数： 62名

講 演： 于 吉副司長 「経済体制改革のマクロ的側面」

孫礼海副主任 「民事立法の動向」

王保樹教授 「国有企業改革と会社法」

コーディネーター 季衛東神戸大学教授

講演終了後、同ホテル別間にて懇談会を開催、関西在住関係者との交流を深めた。

(2) アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法シンポジウム

当財団は、アジア太平洋の6ヶ国（シンガポールは都合により不参加）から担保法、倒産法関係の専門家を招聘し、日本の同専門家を交えて、各国の担保法・倒産法制の現状及び今後の方向、実務上の問題点について意見をかわし、相互に理解を深めるため以下の通りシンポジウムを開催した。

日 時： 平成11年2月19日 10:00 ～ 17:00

会 場： 大阪国際交流センター

主 催： 当財団及び法務総合研究所

後 援： 法務省民事局、関西アジア民商事法研究会

パネリスト： オーストラリア フィリップ・クラッチフィールド 弁護士

中国 季衛東神戸大学教授

インドネシア アチム・ゼン・ウマル・プルハ 弁護士

韓国 金祥洙 東國大学校法科大学助教授

タイ サハソ・ラッタビジット タマサット大学教授

日本 （司会）池田辰夫大阪大学教授、

小原正敏 きつかわ綜合法律事務所弁護士

金子由芳 広島大学大学院助教授

田頭章一 岡山大学教授

藤本利一 和歌山大学助教授

プログラム：主催者挨拶 伊藤会長、河内理事

各国パネリストの発表 オーストラリア、中国、インドネシア、韓国、タイ

パネリストディスカッション 司会池田辰夫教授

総 括 三ヶ月特別顧問

参加人数：128名（マルチ研修の研修員含む）

シンポジウム終了後、同会場において当財団主催によりシンポジウム参加者全員を招待し、懇親会を開催、交流を深めた。シンポジウムに先立ち、各国パネリスト（シンガポール含む）に企業倒産と担保法についての現状に関し詳細なアンケートを実施し、同回答を得た。これらは

アジア・太平洋諸国倒産法研究会メンバーにより整理し、上記シンポジウムの記録とともに冊子にとりまとめ発行する予定。

(3) 他団体との共催事業

当財団は次の催しに参加協力した。

①ローエイシア福岡講演会

日 時： 平成10年7月17日 16:00 ～ 19:00

会 場： ソラリア西鉄ホテル

総合テーマ： 「アジアにおける法制度の新しい動きと日本の対応」

当財団出席者： 三ヶ月特別顧問、金子事務局長

三ヶ月特別顧問は「日本の対応－現状と将来」について講演、金子事務局長は財団の概要を説明。

②第3回ローエイシア ビジネス・ロー・コンファレンス

日 時： 平成10年11月9～10日

会 場： 経団連会館

共 催： ローエイシア、日本ローエイシア友好協会、日本法律家協力、
社団法人国際商事法研究所

当財団出席者： 岡村理事長他5名

日本ローエイシア友好協会の要請により、当財団は役員、会員各位に対し事務局長名で案内状を作成し、ビジネス・ロー・コンファレンスへの参加協力を依頼した。

③アジア法シンポジウム

日 時： 平成10年9月25日 13:00 ～ 19:00

会 場： 大阪堂島ビル精交社

主 催： 関西アジア民商事法研究会

後 援： ローエイシア日本協会

当財団出席者： 金子事務局長

4 調査研究事業

(1)アジア・太平洋諸国倒産法研究会（“AB”研）

平成10年度も前年度と同じメンバーにより、倒産法に関係する担保法の分野について研究会を継続し、研究会を7回開催した。（うち前の2回は前年度研究会をしめくくる座談会と総括研究会）この研究会の成果は平成11年2月開催の「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」シンポジウムに繋げるとともに、今後出版物として発行の予定。

尚、メンバーの一人であった宮川知法大阪市立大学教授が逝去され、10月27日開催の研究会より金子由芳広島大学大学院助教授がメンバーに参加した。

①アジア太平洋倒産法制研究会・座談会

日 時： 平成10年5月12日 13:00 ～ 16:00

場 所： KKR HOTEL OSAKA 「橋の間」

出席者： （座長）池田辰夫大阪大学教授、季衛東神戸大学教授、
田頭章一岡山大学教授、小原正敏弁護士、藤本利一和歌山大学助教授、
河村寛治明治学院大学教授、高辻修伊藤忠商事株式会社法務部次長、三ッ股淳一
住友商事株式会社鉄化燃審査部次長、小杉丈夫弁護士、田淵智久弁護士

この座談会の記録は後日、冊子にして配布予定。

②（平成9年度最終回）AB 研

日 時： 平成10年6月12日 14:00 ～ 17:00

場 所： 大阪法務局 会議室

出席者： 田辰夫大阪大学教授、季衛東神戸大学教授、田頭章一岡山大学教授、
小原正敏弁護士、藤本利一和歌山大学助教授、小川秀樹法務省民事局
検事、榊原一夫法総研総務企画部付検事、佐藤雄咲同部企画課長補佐、
大塚三智夫同部企画課係長、相沢当財団事務局次長

議題等： オーストラリアヒアリング結果報告、本年度研究テーマ、シンポジウム準備作業に
ついて

③平成10年度第1回 AB 研

日 時： 平成10年7月28日 14:00 ～ 17:00

場 所： 大阪高等検察庁 会議室

出席者： 池田辰夫大阪大学教授、季衛東神戸大学教授、田頭章一岡山大学教授、
小原正敏弁護士、藤本利一和歌山大学助教授、徳岡治最高裁民事局付、
相澤哲法務省民事局付検事、坂本三郎同検事、榊原一夫法総研総務企画
部付検事、大塚三智夫同部企画課係長、相沢当財団事務局次長

議題等： 新メンバーの加入、清算型倒産法各国一覧表、企業倒産と担保法アンケート、
対象国について等

④第2回 AB 研

日 時： 平成10年10月27日 14:00 ～ 17:00

場 所： 大阪地方検察庁 会議室

出席者： 池田辰夫大阪大学教授、季衛東神戸大学教授、田頭章一岡山大学教授、
小原正敏弁護士、金子由芳広島大学大学院助教授、藤本利一和歌山大学
助教授、徳岡治最高裁民事局付、古谷健二郎法務省民事局付検事、
榊原一夫法総研総務企画部付検事、大塚三智夫同部企画課係長、
金子当財団事務局長、相沢同事務局次長

議題等： 金子助教授よりアジア法解説、来年度シンポジウム・日本法英訳、プレゼンテーション、アンケート回答、担当する対象国について

⑤第3回 AB 研

日 時： 平成10年12月4日 14:00 ～ 17:00

場 所： 大阪高等検察庁 会議室

出席者： 池田辰夫大阪大学教授、季衛東神戸大学教授、田頭章一岡山大学教授、小原正敏弁護士、金子由芳広島大学大学院助教授、藤本利一和歌山大学助教授、榊原一夫法総研総務企画部付検事、大塚三智夫同部企画課係長、金子当財団事務局長

議題等： 金子助教授よりアジア法のプレゼンテーション、来年度シンポジウム・日本法回答案、季教授資料配布、法総研より資料配布、シンポジウム進捗状況について

⑥第4回 AB 研

日 時： 平成11年1月26日 14:00 ～ 17:00

場 所： 大阪高等検察庁 会議室

出席者： 池田辰夫大阪大学教授、季衛東神戸大学教授、田頭章一岡山大学教授、小原正敏弁護士、金子由芳広島大学大学院助教授、藤本利一和歌山大学助教授、古谷健二郎法務省民事局付検事、榊原一夫法総研総務企画部付検事、鳥丸忠彦同部企画課主任研修専門官、金子当財団事務局長

議題等： 企業倒産と担保法シンポジウム・海外パネリスト準備、全体のスケジュール、準備打合せ、シンポジウム案内状、プログラム当日進行、パーティー等、99年度研究会について

⑦第5回 AB 研

日 時： 平成11年2月9日 14:00 ～ 17:00

場 所： 大阪高等検察庁 会議室

出席者： 池田辰夫大阪大学教授、田頭章一岡山大学教授、小原正敏弁護士、金子由芳広島大学大学院助教授、藤本利一和歌山大学助教授、榊原一夫法総研総務企画部付検事、鳥丸忠彦同部企画課主任研修専門官、相沢当財団事務局次長

議題等： シンポジウムのプレゼンテーション、クエスチョネアー各国回答、前日打合せ進行等、資料配布

(2)海外現地調査

①ベトナム法整備・日越民商事法セミナー準備打合せのための出張

国際協力事業団の1999年度ベトナム法整備支援計画打合せ調査団に同行参加し、併せ99年11月ハノイにて開催予定のセミナーの準備のため、現地にて打合せを行った。帰途タイ、バンコクにおいて倒産法シンポジウムにパネリストとして参加予定のタマサット大学サハトン教授を訪問、面談した。

出張期間： 平成11年1月4日～9日

出張者： 法務総合研究所総務企画部企画課岡田治彦係長
当財団相沢事務局次長

訪問先： ベトナム計画投資省、司法省、JICA ハノイ事務所
打合せ 司法省民事経済局タウン局長、国際法協力局ガ次長

②日韓パートナーシップ研修調査出張

法務総合研究所と当財団は、韓国大法院とタイアップし、両国の民商事法分野法制度の諸問題について研究議論し、相互理解を深めるため日韓パートナーシップ研修を継続的に行うことを計画、大法院関係者を訪問して準備打合せを行った。

出張期間： 平成11年3月11日～13日

出張者： 法務総合研究所栃木庄太郎総務企画部長、亀田哲室長研究官、
金子当財団事務局長

訪問先： 大法院、法院行政処、法院公務員教育院

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」

①第5号 平成10年7月15日発行

目次 第一部 理事会・評議員会－第五回理事会、第四回評議員会
平成10年度事業計画書及び収支予算書、
第六回理事会、第五回評議員会、
役員等の改選、平成9年度事業報告書及び収支決算書、監査報告書

第二部 国際民商事法研修－第2回国際民商事法研修を終了して、
国際民商事法研修の金沢

②第6号 平成10年10月22日発行

目次 第一部 ベトナムシンポジウム特集
第二部 カントリーレポート
第三部 ベトナム駐在員報告

③第7号 平成11年1月26日発行

目次 年頭挨拶
第3回日中民商事法セミナー特集

(2)「ICCLC NEWS」

①第6号 平成10年5月26日発行

- HEADLINE 1 ベトナム法シンポジウム開催のご案内
2 カンボジア国司法支援研修と研修員のレポート
3 本年度事業計画

②第7号 平成10年9月9日発行

- HEADLINE 1 日中民商事法セミナー開催のご案内
2 シンガポール・オーストラリアに関する調査報告
3 ミャンマー連邦訪問報告
4 第6回ベトナム国法整備支援研修報告

③第8号 平成11年3月31日発行

- HEADLINE 1 第3回国際民商事法研修報告
2 国際民商事法研修の金沢

6 平成10年度会員の移動

	平成10年3月末	平成11年3月末	増減
理事会社	25	25	0
評議員会社	26	26	0
一般法人会社/団体	116	119	+8
			-5
計	167社	170社	

新規入会・一般法人会員会社

電通
野村證券(再入会)
柳田野村法律事務所
帝人
オリックス
日清食品
イナックス
東洋製罐

退会一般法人会員会社

三洋証券
ニッキー
エルローズ
三五
オッジインターナショナル

以 上

収 支 計 算 書

平成10年4月1日から平成11年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 収入の部				
1基本財産運用収入	180,000	160,121	19,879	
2会費収入	46,400,000	46,200,000	200,000	
3法整備支援受託事業収入	15,200,000	14,014,373	1,185,627	
4雑収入	0	57,915	△57,915	
当期収入合計(A)	61,780,000	60,432,409	1,347,591	
前期繰越収支差額	12,270,000	13,121,172	△851,172	
収入合計(B)	74,050,000	73,553,581	496,419	
II 支出の部				
1事業費				
法整備支援受託事業費	15,200,000	13,329,436	1,870,564	
法整備支援関連事業費	9,100,000	5,759,145	3,340,855	
シンポジウム等運営事業費	16,500,000	12,265,171	4,234,829	
調査研究事業費	7,000,000	3,887,815	3,112,185	
広報事業費	3,240,000	1,820,539	1,419,461	
事業費計	51,040,000	37,062,106	13,977,894	
2管理費				
会議費	1,300,000	634,043	665,957	
事務管理費	4,200,000	4,286,601	△86,601	
賃借料	5,670,000	5,687,267	△17,267	
人件費	3,500,000	3,134,386	365,614	
管理費計	14,670,000	13,742,297	927,703	
3固定資産関係費	1,010,000	430,040	579,960	
4予備費	1,000,000	0	1,000,000	
当期支出合計(C)	67,720,000	51,234,443	16,485,557	
当期収支差額(A)-(C)	△5,940,000	9,197,966	△15,137,966	
次期繰越収支差額(B)-(C)	6,330,000	22,319,138	△15,989,138	

平成10年度収支予算書の科目名称を一部次の通り修正し、平成10年度収支計算書類及び平成11年度予算書の科目名称をこれに統一しました。

収入の部 法整備支援研修受託事業収入→法整備支援受託事業収入

支出の部 法整備支援研修受託事業費→法整備支援受託事業費

法整備支援研修関連事業費→法整備支援関連事業費

正味財産増減計算書

平成10年4月1日から平成11年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 増加原因の部			
1基本財産運用収入		160,121	
2会費収入		46,200,000	
3法整備支援受託事業収入		14,014,373	
4雑収入			
受取利息	56,945		
雑収入	970		
		57,915	
合 計			60,432,409
II 減少原因の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	13,329,436		
法整備支援関連事業費	5,759,145		
シンポジウム等運営事業費	12,265,171		
調査研究事業費	3,887,815		
広報事業費	1,820,539		
		37,062,106	
2管理費			
会議費	634,043		
事務管理費	4,286,601		
賃借料	5,687,267		
人件費	3,134,386		
		13,742,297	
合 計			50,804,403
当期正味財産増加額			9,628,006
前期繰越正味財産額			69,391,174
期末正味財産合計額			79,019,180

貸 借 対 照 表
平成11年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1流動資産			
(1)現金	22,069		
(2)銀行預金	21,632,778		
(3)未収金	1,334,501		
流動資産合計		22,989,348	
2固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	652,945		
(2)器具備品	2,407,005		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,338,700		
その他の固定資産合計	6,700,042		
固定資産合計		56,700,042	
資産合計			79,689,390
II 負債の部			
1流動負債			
未払金	670,210		
流動負債合計		670,210	
2固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			670,210
III 正味財産の部			
正味財産			79,019,180
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(9,628,006)
負債及び正味財産合計			79,689,390

財 産 目 録
平成11年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	22,069		
普通預金東京三菱銀行 新赤坂支店	6,290,589		
日本興業銀行 預金融資事務部	94,154		
住友銀行 虎ノ門支店	61,906		
富士銀行 虎ノ門支店	62,071		
さくら銀行 本店公務部	62,071		
三和銀行 東京営業部	61,987		
定期預金東京三菱銀行 新赤坂支店	15,000,000		
未収会費 平成10年度会費 1社分	400,000		
未収受託事業収入 国際協力事業団	934,501		
流動資産合計		22,989,348	
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金東京三菱銀行 新赤坂支店	10,000,000		
日本興業銀行 預金融資事務部	10,000,000		
住友銀行 虎ノ門支店	7,500,000		
富士銀行 虎ノ門支店	7,500,000		
さくら銀行 本店公務部	7,500,000		
三和銀行 東京営業部	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2)その他の固定資産			
建物付属設備	652,945		
器具備品	2,407,005		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,338,700		
その他の固定資産合計	6,700,042		
固定資産合計		56,700,042	
資産合計			79,689,390
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・講師謝金等	670,210		
流動負債合計		670,210	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			670,210
正味財産			79,019,180

収支計算書内訳(参考)

予算:平成10年度予算 決算:平成10年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.36%(定期預金)=180 (決算)50,000×0.32%(定期預金)=160		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算		決 算
理事・評議員会社	21,000(51社、105口)	21,800(51社、109口)	
一般会社	25,400(121社、127口)	24,400(118社、122口)	
	計	46,400(172社、232口)	46,200(169社、231口)
3法整備支援受託事業収入	予 算		決 算
ベトナム研修	9,000	7,478	
ベトナム長期研修	700	0	
マルチ研修	5,500	4,062	
カンボジア法制度整備	0	2,474	
	計	15,200	14,014
4雑収入	0	58	普通財産定期預金利息等
II 支出の部			
1事業費	予 算		決 算
法整備支援受託事業費	9,000	7,498	
	700	0	
	5,500	4,076	
	0	1,755	
	計	15,200	13,329
法整備支援関連事業費	1,800	1,575	
	4,000	3,084	
	800	105	
	2,500	854	
	0	141	
	計	9,100	5,759
シンポジウム等運営事業費	7,000	5,973	
	6,700	5,496	
	300	358	
	1,000	15	
	1,500	423	
	計	16,500	12,265
調査研究事業費	2,500	2,388	
	3,500	1,483	
	1,000	17	
	計	7,000	3,888
広報事業費	1,840	1,075	
	800	466	
	600	280	
	計	3,240	1,821

		予 算	決 算
2管理費	理事会、評議員会他役員会	800	454
会議費	その他会議、会合費	500	180
	計	1,300	634
事務管理費	旅費交通費	1,400	1,127
	通信費	600	527
	備品消耗品費	550	864
	水道光熱費	250	217
	OA機器リース料	300	352
	その他諸経費	1,100	1,200
	計	4,200	4,287
事務所賃借料	家賃	4,070	4,185
	共益費	1,600	1,502
	計	5,670	5,687
人件費(人材派遣会社 業務委託料)	事務職一人	3,500	3,134
3固定資産関係費	敷金(家賃値上げに伴う積増し)	210	209
	間仕切、内装、パソコン等	800	221
	計	1,010	430

注 「カンボジア法制度整備」は、平成10年度予算では調査研究事業費の「カンボジア法整備支援研究」に計上していたものであるが、事業内容はカンボジア民法、民訴法の草案作成支援として法制度整備に直接繋がる事業であり、法整備支援関連事業費に計上することに変更した。

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡村 泰孝 殿

平成 1 1 年 4 月 2 2 日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 中川 英彦



私たちは、平成 1 0 年 4 月 1 日から平成 1 1 年 3 月 3 1 日までの第 3 期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以上

平成 11 年度 事業計画書

(平成 11 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日)

法整備支援受託事業 (国際協力事業団主催の法整備支援事業の受託)

国際協力事業団は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ講師を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力事業団の主催する民商事分野の支援事業を受託し、実施している。

1 ベトナム法整備支援研修 (ベトナム研修)

平成 10 年度と同様、ベトナムからの研修員総勢 20 人を受け入れる予定となっており、研修は 20 人を 2 回にわけて各 4 週間にわたり実施する。

第 8 回ベトナム研修 6 月～7 月 4 週間

研修場所：法務総合研究所

メインテーマ：刑事司法 (産業経済犯罪分野も含め) 他

第 9 回ベトナム研修 10 月 4 週間

研修場所：法務総合研究所

メインテーマ：民事上の責任 (債務不履行、不法行為等) 他

尚、前年度予算に上げたベトナム長期研修 (1 年間 1 人受け入れ) は、実施見送りとなった。又、今後実施の場合も受け入れ機関 (大学) が国際協力事業団から直接受託することとなる。

2 国際民商事法研修 (マルチ研修)

第 4 回マルチ研修には、前年度と同様モンゴル、ミャンマー、ベトナム、中国、ラオス、カンボジア 6 ヶ国から 12 人の研修員が来日する予定。この国際研修には、従来より日本人研修員 (法務省、裁判所、企業法務) 6 人も加わり、5 週間にわたり合宿による共同研修を行い、研修員相互の理解も深め、国際研修としての成果を上げている。

第 4 回マルチ研修 1 月～2 月 約 5 週間

研修場所：国際協力事業団 大阪国際センター

日本法制度全般 (メインテーマ別途設定)

3 カンボジア法制度整備

昨年10月から当財団は国際協力事業団により、カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成のため設立された国内支援委員会（委員5名）、民法作業部会（委員8名）、民事訴訟法作業部会（委員8名）の運営事務業務を受託し、業務を開始している。

各委員は数班に別れ、カンボジア現地視察、基礎調査を行い、且つカンボジアサイドにも関係者によるワーキングコミッティーが設けられるなど、本プロジェクトの活動が本格化するに伴い、当年度は国内支援委員会5～6回、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会各々12回開催を予定している。

当財団としてこの運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理、議事録の作成等、専門性を要する業務について各部会に1名大学院生の協力者を起用して取り進める。

法整備支援関連事業

上記国際協力事業団からの受託事業に関連し、当財団としても諸プロジェクトを立案し、滞日中の研修員の方々と当該国の関係者との交流の場を設け情報交換を行うと共に、日本への理解を深めていただく機会を設ける。

1 ベトナム研修

ベトナム研修員代表によるベトナム法整備状況に関する講演会や、来日研修員と企業法務関係者との座談会などを企画し、up-to-date なベトナム法制事情について情報交換の場を設ける。4週間にわたる研修の講師には、当財団役員、学術評議員、企業関係者からも引き受けいただいている。また、研修期間中に、見学旅行や企業訪問等を実施し、日本側関係者との懇談会も開催する。

2 マルチ研修

上記ベトナム研修と同様、財団関係者による講師の引き受け、来日研修員と日本側関係者との情報交換の場や、懇談の機会の設営、見学旅行、企業訪問等を実施する。尚、マルチ研修に参加する日本人研修員の費用については、原則として当財団が負担することとしている。

3 その他諸国研修等

当財団が直接国際協力事業団から業務委託を受けていない研修としてカンボジア法整備支援研修（最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会3者分担による研修）、ラオス研修（名古屋大学、法務省による研修）などがあるが、当財団としても研修員と当財団関係者との交流の場を設け、当該国の法制度の最新の状況について情報

の入手に努めている。この様な機会はその他アジア諸国とも増加すると思われ、当財団としても可能な範囲で支援協力することとしたい。

4 カンボジア法制度整備

カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成に関する国際協力事業団からの受託事業は3～4年間の長期プロジェクトとなる予定であるが、これをより充実したものにするため、当財団としても人的、資金的に支援を行う。各作業部会の開催に当財団事務所会議室、コピー他諸設備を提供すると共に、各委員への謝金や交通費、諸会議費用等を補助する。

5 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院（最高裁）と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を継続的に実施することについて、基本的合意に達し、当年度からスタートすることとなった。

第1年度は民事行政のうち、不動産登記、商業登記をメインテーマとして、両国各々4～5名の実務に精通したチームを組成し、東京とソウルにおいて両国の制度の実体に触れながら、共同研究、研修を行いその成果のとりまとめを行う。

第1回日韓パートナーシップ研修 9月前半 1週間 東京

韓国チーム4～5名が来日、日本チームと共に法務総合研究所において研修

第2回日韓パートナーシップ研修 9月後半乃至10月初旬 1週間 ソウル

日本チーム4～5名が訪韓、韓国チームと共に大法院施設において研修

シンポジウム等運営事業

1 日中民商事法セミナー

市場経済化を推進している中国の法制度の動向は、我が国にとっても極めて関心の強いところであり、当財団として、日中両国間の民商事法分野での一層の理解を深めるためのセミナーを継続的に実施しており、当年度は北京において開催する。

第4回日中民商事法セミナー

時期 6月10日、11日

場所、会場 北京 首都大酒店(CAPITAL HOTEL)

メインテーマ ①両国の会社法及び証券取引法の最近の動向と問題点について

②日本の金融ビッグバンと金融制度改革及び中国の金融改革の状況について

上記について両国講師による基調講演及び質疑討論を行う。日本からは早稲田大学法学部酒巻俊雄及び上村達男両教授、射手矢好雄弁護士との3人が講師として参加いただく予定。会場には、中国の政府、法曹、学術、企業関係等各分野から多数参加者が見込まれ、併せて北京日本企業の方々にも参加を呼びかける。

2 アジア・太平洋諸国における倒産法制シンポジウム

アジア・太平洋諸国における倒産法制シンポジウムは、平成9年11月及び平成11年2月の2回の実施をもって終了とした。倒産法シンポジウムとほぼ同じ対象国について、平成12年度にADR（裁判外紛争解決制度）シンポジウムの開催を計画する。（調査研究事業「ADR 調査研究」を参照）

3 ベトナム法講演会

来日するベトナム研修員の代表者を講師として、ベトナム法制度整備の最新の動向や、政府の方針等について講演会やシンポジウムを開催してきたが、当年度は下記日越民商事法セミナー開催のため、日本での本件開催は見送りとする
但し、研修員のカンントリーレポート等カリキュラムの中で参考になるものは当財団機関誌又はニュースレターで紹介することとする。

4 日越民商事法セミナー

平成10年1月、岡村理事長がベトナムを訪問した際、ベトナム司法大臣との間で、平成11年度にハノイにおいて、ベトナム司法省の協力も得て、両国の法曹関係者、学者、実務家をパネリストとして日越民商事法セミナーを開催し、将来に向けてのベトナムとの法整備支援協力関係を一層発展させることについて、基本的に合意を得た。

一方、国際協力事業団とベトナム司法省間の法整備支援に関する基本契約は3年の契約期限が平成11年11月末に到来するが、ベトナム政府の強い要請により支援関係を継続することになる見込みにあり、このセミナー開催に合わせ、新支援契約の調印式が行われる予定。

日越民商事法セミナー

主催 国際協力事業団、法務省法務総合研究所、当財団

時期 11月17日、18日

場所、会場 ハノイ DAEWOO HOTEL

メインテーマ ベトナム、日本、中国の契約法の比較検討

日本側講師は上智大学森島昭夫教授、当財団理事小杉丈夫弁護士他1名をお願いする予定。

5 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力することを検討したい。

調査研究事業

1 アジア・太平洋諸国倒産法研究

平成9年度から2年にわたり実施いただいた倒産法研究は平成11年3月をもって終了し、現在この成果をシンポジウムの内容も含めとりまとめ、出版物として発行すべく準備中（出来上がり次第当財団会員には配布します）。

2 ADR(Alternative Dispute Resolution)調査研究

倒産法研究で対象としたアジア・太平洋諸国（オーストラリア、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、中国、韓国等）について、裁判外の紛争処理制度の実態を比較研究することは、それらの国々との相互理解に貢献するとともに、市場経済に移行しつつある国々の法制度整備支援研修にも役立たせることができ、当財団として次に取り組むテーマとして適切なものといえます。

研究会の座長は大阪大学池田辰夫教授に引き続きお願いし、関西の学者、実務家を中心に新研究体制を作り、2～3年にわたるプロジェクトとして取り組んでいただく。

第1年度は研究会のメンバーによる各国の実態調査を行い、紛争の種別を踏まえた基礎的なデータの他ケーススタディも含め整理検討することとし、これに基づくシンポジウム等は第2年度以降に計画する。

但し、中間報告的な研究資料は当財団のニュースレター等を介して逐次発表してもらう。

3 マルチ研修参加国法制度等海外調査

法務総合研究所及び当財団関係者がマルチ研修参加国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援研修の内容、方法などについて現地の関係者の要望を直接聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。平成11年度は、カンボジア、モンゴル等3～4ヶ国を対象とする予定。

4 図書、資料の収集配布

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に、当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、当年度は前記倒産法研究成果出版物を当財団会員に配布するための費用を計上している。

機関誌等発行

1 機関誌 “ICCLC” 発行

- | | |
|---------|--------------------------|
| 99／6月 | 平成10年度事業報告、平成11年度事業計画を掲載 |
| 99／9月 | 第4回日中民商事法セミナー特集 |
| 2000／1月 | 日越民商事法セミナー特集 |

2 ICCLC NEWS LETTER 発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

3 パンフレット作成

- 日本語パンフレットの役員名簿の up-to-date 化。
- 英文パンフレットを修正し、新版を作成。

収 支 予 算 書

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	100	180	△80
2会費収入	44,000	46,400	△2,400
3法整備支援受託事業収入	17,000	15,200	1,800
当期収入合計(A)	61,100	61,780	△680
前期繰越収支差額	22,319	13,120	9,199
収入合計(B)	83,419	74,900	8,519
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	17,000	15,200	1,800
法整備支援関連事業費	10,900	6,600	4,300
シンポジウム等運営事業費	13,500	16,500	△3,000
調査研究事業費	8,100	9,500	△1,400
広報事業費	2,100	3,240	△1,140
事業費計	51,600	51,040	560
2管理費			
会議費	1,000	1,300	△300
事務管理費	4,290	4,200	90
賃借料	5,810	5,670	140
人件費	3,500	3,500	0
管理費計	14,600	14,670	△70
3固定資産関係費	800	1,010	△210
4予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計(C)	68,000	67,720	280
当期収支差額(A)-(C)	△6,900	△5,940	△960
次期繰越収支差額(B)-(C)	15,419	7,180	8,239

平成10年度収支予算書の科目名称を一部次の通り修正し、平成10年度収支計算書類及び平成11年度予算書の科目名称をこれに統一しました。

収入の部 法整備支援研修受託事業収入→法整備支援受託事業収入
 支出の部 法整備支援研修受託事業費→法整備支援受託事業費
 法整備支援研修関連事業費→法整備支援関連事業費

収支予算書内訳(参考)

H11:平成11年度予算 H10:平成10年度予算

(単位:千円)

(単位: 千円)

I 収入の部																			
1 基本財産運用収入	(H10) 50,000×0.36%(定期預金)=180 (H11) 50,000×0.2%(定期預金)=100																		
2 会費収入 (年会費1口200千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H11</th> <th>H10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事・評議員会社</td> <td>21,800(51社、109口)</td> <td>21,000(51社、105口)</td> </tr> <tr> <td>一般会社</td> <td>22,200(105社、111口)</td> <td>25,400(121社、127口)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>44,000(156社、220口)</td> <td>46,400(172社、232口)</td> </tr> </tbody> </table>		H11	H10	理事・評議員会社	21,800(51社、109口)	21,000(51社、105口)	一般会社	22,200(105社、111口)	25,400(121社、127口)	計	44,000(156社、220口)	46,400(172社、232口)						
	H11	H10																	
理事・評議員会社	21,800(51社、109口)	21,000(51社、105口)																	
一般会社	22,200(105社、111口)	25,400(121社、127口)																	
計	44,000(156社、220口)	46,400(172社、232口)																	
3 法整備支援受託事業収入	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H11</th> <th>H10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベトナム研修</td> <td>7,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>ベトナム長期研修</td> <td>0</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>マルチ研修</td> <td>4,000</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>カンボジア法制度整備</td> <td>6,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,000</td> <td>15,200</td> </tr> </tbody> </table>		H11	H10	ベトナム研修	7,000	9,000	ベトナム長期研修	0	700	マルチ研修	4,000	5,500	カンボジア法制度整備	6,000	0	計	17,000	15,200
	H11	H10																	
ベトナム研修	7,000	9,000																	
ベトナム長期研修	0	700																	
マルチ研修	4,000	5,500																	
カンボジア法制度整備	6,000	0																	
計	17,000	15,200																	
II 支出の部																			
1 事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H11</th> <th>H10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベトナム研修</td> <td>7,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>ベトナム長期研修</td> <td>0</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>マルチ研修</td> <td>4,000</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>カンボジア法制度整備</td> <td>6,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,000</td> <td>15,200</td> </tr> </tbody> </table>		H11	H10	ベトナム研修	7,000	9,000	ベトナム長期研修	0	700	マルチ研修	4,000	5,500	カンボジア法制度整備	6,000	0	計	17,000	15,200
	H11	H10																	
ベトナム研修	7,000	9,000																	
ベトナム長期研修	0	700																	
マルチ研修	4,000	5,500																	
カンボジア法制度整備	6,000	0																	
計	17,000	15,200																	
法整備支援受託事業費																			
法整備支援関連事業費	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ベトナム研修</td> <td>1,700</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>マルチ研修</td> <td>3,500</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>その他諸国研修</td> <td>1,000</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>カンボジア法制度整備</td> <td>2,700</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>日韓パートナーシップ研修</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,900</td> <td>9,100</td> </tr> </tbody> </table>	ベトナム研修	1,700	1,800	マルチ研修	3,500	4,000	その他諸国研修	1,000	800	カンボジア法制度整備	2,700	2,500	日韓パートナーシップ研修	2,000	0	計	10,900	9,100
ベトナム研修	1,700	1,800																	
マルチ研修	3,500	4,000																	
その他諸国研修	1,000	800																	
カンボジア法制度整備	2,700	2,500																	
日韓パートナーシップ研修	2,000	0																	
計	10,900	9,100																	
シンポジウム等運営事業費	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日中民商事法セミナー</td> <td>8,500</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>倒産法シンポジウム</td> <td>0</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>ベトナム法講演会</td> <td>0</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>日越民商事法セミナー</td> <td>4,500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>他団体との共催事業</td> <td>500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,500</td> <td>16,500</td> </tr> </tbody> </table>	日中民商事法セミナー	8,500	7,000	倒産法シンポジウム	0	6,700	ベトナム法講演会	0	300	日越民商事法セミナー	4,500	1,000	他団体との共催事業	500	1,500	計	13,500	16,500
日中民商事法セミナー	8,500	7,000																	
倒産法シンポジウム	0	6,700																	
ベトナム法講演会	0	300																	
日越民商事法セミナー	4,500	1,000																	
他団体との共催事業	500	1,500																	
計	13,500	16,500																	
調査研究事業費	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>倒産法研究</td> <td>300</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>ADR調査研究</td> <td>2,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>海外現地調査</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>資料収集配布等</td> <td>3,300</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,100</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table>	倒産法研究	300	2,500	ADR調査研究	2,500	0	海外現地調査	2,000	3,500	資料収集配布等	3,300	1,000	計	8,100	7,000			
倒産法研究	300	2,500																	
ADR調査研究	2,500	0																	
海外現地調査	2,000	3,500																	
資料収集配布等	3,300	1,000																	
計	8,100	7,000																	
広報事業費	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>機関誌、NEWS LETTER発行</td> <td>1,200</td> <td>1,840</td> </tr> <tr> <td>パンフレット作成</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>郵送費</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,100</td> <td>3,240</td> </tr> </tbody> </table>	機関誌、NEWS LETTER発行	1,200	1,840	パンフレット作成	400	800	郵送費	500	600	計	2,100	3,240						
機関誌、NEWS LETTER発行	1,200	1,840																	
パンフレット作成	400	800																	
郵送費	500	600																	
計	2,100	3,240																	

	H11	H10	
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会 その他会議、会合費	600 400	800 500
	計	1,000	1,300
事務管理費	旅費交通費 通信費 備品消耗品費 水道光熱費 OA機器リース料 その他諸経費	1,400 600 550 230 350 1,160	1,400 600 550 250 300 1,100
	計	4,290	4,200
事務所賃借料	家賃 共益費	4,210 1,600	4,070 1,600
	計	5,810	5,670
人件費(人材派遣会社 業務委託料)	事務職一人	3,500	3,500
3固定資産関係費 事務所開設費 什器備品等購入	敷金(家賃値上げに伴う積増し) 間仕切、内装、パソコン等	0 800	210 800
	計	800	1,010

註

1法整備支援関連事業費

①平成10年度予算に「カンボジア研修」800千円の計上がありましたが、平成11年度予算では新たに「その他諸国研修」の事業項目を設け、JICAから当財団が直接受託を受けていない国際研修(カンボジア、ラオス、インドネシア等)に対しても財団の支援事業として弾力的に対応できるようにした。

②「カンボジア法制度整備」は、平成10年度予算では調査研究事業費の「カンボジア法整備支援研究」に計上していたものであるが、事業内容はカンボジア民法、民訴法の草案作成支援として法制度整備に直接繋がる事業であり、法整備支援関連事業費に計上することに変更した。

2調査研究事業費

①平成10年度予算事業項目「資料収集等」は、収集資料や研究成果物の会員への配布も含め「資料収集配布等」に変更した。

000	000		
001	001		
002	002		
003	003		
004	004		
005	005		
006	006		
007	007		
008	008		
009	009		
010	010		
011	011		
012	012		
013	013		
014	014		
015	015		
016	016		
017	017		
018	018		
019	019		
020	020		
021	021		
022	022		
023	023		
024	024		
025	025		
026	026		
027	027		
028	028		
029	029		
030	030		
031	031		
032	032		
033	033		
034	034		
035	035		
036	036		
037	037		
038	038		
039	039		
040	040		
041	041		
042	042		
043	043		
044	044		
045	045		
046	046		
047	047		
048	048		
049	049		
050	050		
051	051		
052	052		
053	053		
054	054		
055	055		
056	056		
057	057		
058	058		
059	059		
060	060		
061	061		
062	062		
063	063		
064	064		
065	065		
066	066		
067	067		
068	068		
069	069		
070	070		
071	071		
072	072		
073	073		
074	074		
075	075		
076	076		
077	077		
078	078		
079	079		
080	080		
081	081		
082	082		
083	083		
084	084		
085	085		
086	086		
087	087		
088	088		
089	089		
090	090		
091	091		
092	092		
093	093		
094	094		
095	095		
096	096		
097	097		
098	098		
099	099		

The following information is for your information only. It is not intended to be used for any other purpose. The information is provided for your reference only. It is not intended to be used for any other purpose. The information is provided for your reference only. It is not intended to be used for any other purpose.

This document is for your information only. It is not intended to be used for any other purpose. The information is provided for your reference only. It is not intended to be used for any other purpose.

第二部

第二回国際民商事法研修研修員レポート

当財団は、平成10年度事業報告書においてもご報告の通り、法整備支援受託事業の一つとして国際民商事法研修、いわゆるマルチ（多数国）研修を実施しています。（17ページ参照下さい。）

この研修は、アジアの多数の国から各国1～2名の研修員の参加を得て、5週間にわたり実施するもので、日本の法整備の歴史、現在の日本の法制度等を理解してもらうことを目的としています。

平成10年2月から3月にかけて行われた第2回研修には、カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ヴィエトナムの6カ国から9人の研修員が参加されました。

第二部では、この研修において研修員より発表された各国の「裁判外紛争処理制度」、あるいは「担保制度の現状と課題」についてのカントリー・レポートを紹介します。

これらレポートは、大阪大学法学部池田辰夫教授のご協力のもと、以下の方々により、日本語に翻訳されたものです。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 大江 毅 | （大阪大学大学院法学研究科） |
| 岡野 祐子 | （奈良産業大学 教授） |
| 小高 將根 | （大阪府企画調整部国際課政策調整班主査） |
| 河村 浩一 | （大阪市総務局行政部文書課課長代理） |
| 川村 真文 | （はばたき綜合法律事務所 ニューヨーク州弁護士） |
| 國谷 史朗 | （大江橋法律事務所 弁護士） |
| 豊島ひろ江 | （中本・倉橋法律事務所 弁護士） |
| 中谷 文彦 | （大阪府人事委員会事務局主査） |
| 浜田 雄久 | （なにわ共同法律事務所 弁護士） |
| 林 邦彦 | （堂島法律事務所 弁護士） |

（敬称略、五十音順）

〔カンボジア〕

カンボジアにおける民商事法

^{ユウ オッタラ}
You Ottara (カンボジア)

司法省 ASEAN(東南アジア諸国連合)担当課長

司法省はカンボジアの人々の生活基盤の支援と向上のために付託された政府の重要な機関の一つである。

かかる付託に応えるべく、司法省は制定法の改正や経済発展や貿易に必要なその他の法律の起草をしなければならない。

不運にも、1993年の国連によってバックアップされた歴史的な総選挙の後にも、とりわけ商事取引に関する法律がカンボジアには満足するほど十分には存在していない。このように、こうした領域における紛争解決は極めて混乱している。商事取引から生じるすべての紛争は、さしあたりは裁判所によって決着がつけられる。1993年憲法の109条は、「司法は行政訴訟を含むあらゆる訴訟を扱う」旨を規定する。

カンボジアにはわずかな区裁判所や地方裁判所のほか、一つの控訴裁判所、一つの最高裁判所があって、あらゆる訴訟はこうした裁判所の権限のもとで行われている。

1995年の5月3日のカンボジア国会では、事業活動の活性化をめざして商業及び商業登記に関する法律を採択した。商事裁判所の書記官は、商事裁判所長官の監督のもとで、商業登記簿につき責任を負わなければならない。このようにすべての事業活動は、カンボジア王国において登記されなければならない。事業は少なくとも開業の15日前に商事裁判所の書記官室に登記されなければならない。

登記がないまま開業した場合は、5万リールから50万リールの罰金を課される。

未だ商事裁判所はないが、将来的には労働裁判所や商事裁判所といったように、現行の裁判所の負担を軽減するために、若干の裁判所を設置する予定がある。

目下、多くの民事紛争は契約における債務不履行に関する。民事事件においては、裁判所は通例、一度ないし二度ほど対立当事者の調停を試みている。調停が不成立で終われば、そのときに裁判所は双方当事者に立証を求める。

上述したように、カンボジアは商事取引に関する紛争解決において多くの問題に直面している。現在、アメリカ法曹協会と共同でカンボジア司法省は商事仲裁法の起草を進めているところである。

つまるところ、カンボジアはなお担保制度や裁判外紛争処理制度を持っていない。世界

の経済大国の一つである日本から商事取引や紛争解決の方法の分野でわが国にとって有益な知識や経験を学ぶことを願っている。

(訳：池田辰夫)

(中 国)

中国における担保と裁判外紛争処理のシステム

ドン チャオジエ
Dong Chaojie (中国)
国务院司法局上席職員

第1章

20世紀における民事法理論の発展に伴い、民事および商事取引の円滑化を確保するため、担保システムをいかに確立するかについての関心が高まりつつある。この背景のもと、1986年、中華人民共和国民法通則が公布された。民法通則には、担保に関する基本的な条文がいくつか含まれている。その9年後、民法通則の施行経験を要約し、それに基づいて1995年、中華人民共和国担保法が成立し、担保の基本的法律となった。これに対応して、いくつかの特別法、例えば経済契約法、海商法、航空民事法 (Aviation Civil Law)、等の中に、関連する条文が含まれる。またその他にも、担保に関連する規定が存在し、例えば銀行担保規約などがその例である。このように、担保法、いくつかの特別法、およびいくつかの規定によって、わが国の担保システムは構築される。

担保法によれば、取引に用いられる担保の種類は、保証、抵当、質、留置、手付金に分けられる。

保証とは、債務者がみずからの債務を履行しない場合に保証人が合意に従い義務を履行しまたは責任を負う旨を、保証人および債権者が合意することを意味する。担保法は、一方では保証人は債務の保証をする能力がなければならないと規定し、他方において、国家机关や、学校、幼稚園、病院、といった公共の福祉や公共の組織のために設立された事業単位や、企業法人の支店や職能部門が保証人になることを、一定の要件のもとに除外している。

保証の法的効力は主として次のようになっている。

第1に、保証が担保する範囲は、主債権およびそれに伴う利息、違約金、損害賠償金、債権を実現するための費用に及ぶ。ただし、保証契約にこれと異なる定めがあればその限りではない。

第2に、一般的な保証のもとでは、保証人は、主たる契約に関する紛争が訴訟あるいは仲裁に付される以前や、あるいは債務者の資産が法に基づき差押えられた後であっても債務が執行されないときには、債権者に対し、保証責任の履行を拒否する権利を有する。し

かし、連帯保証債務のもとでは、主たる契約の期限が到来したときに、債務者がみずからの債務の履行を行わない場合、債権者は直接に、保証人に保証責任の履行を要求することができる。

第3に、保証人は保証責任を履行した後、債務者に対し、求償権を得る。

保証債務の執行方法としては、債権者が保証人に対し、債務者に代わって債務を履行するかあるいは責任を負うかを要求してよいとされる。(訳注：債務者あるいは保証人いずれにも履行を請求できる主旨か。)

抵当は、債務者あるいは第三者が、債権者の権利を、財産の占有を移転することなく、その財産によって担保することをいう。債務者が債務不履行に陥った場合、債権者は当該財産を金銭評価し債務と相殺する権利か、あるいは担保法の規定に基づいた競売手続きまたは当該財産の売却によって債務の支払いを受ける権利のいずれかを得る。担保法は抵当権設定の対象となる財産とならない財産とを明示的に規定している。

また同法は、抵当権の設定された財産の登記のシステムについても規定している。この登記システムの基本的な考え方は、当事者が、登記を必要とされる抵当物について登記をしない場合には、当該抵当権設定契約は無効となり、当事者が、自由意思に基づいて登記をすることができる抵当物について登記をしない場合には、当該抵当権設定契約は有効であるが但し第三者には対抗することができないというものである。

抵当の法的効力は主として次のようなものである。

第1に、抵当の担保の範囲は、主たる債務およびそれにより生じた利息、違約金、損害賠償金、および抵当権実行のための費用である。ただし、抵当権設定契約においてこれと異なる定めがある場合はこの限りではない。

第2に、債務者に対し抵当の担保を提供した第三者は、抵当権者により抵当権実行がなされた後に、債務者に対し求償権を有する。

第3に、抵当権を設定された財産の損失を理由として支払われた賠償金は、抵当権を設定された財産と同様に扱われる(物上代位)。

抵当権実行の方法としては、抵当権者は、抵当債務者との合意により、抵当権を設定された財産の金銭評価によるか、あるいは抵当権を設定された財産の競売または売却の手続きによって支払を受けてよいとされる。また、両者が合意に達することができなかった場合には、抵当権者は人民法院に提訴してもよいとされる。

質については、担保法は、2種類の質を規定しており、1つは、動産質、もう1つは権利質である。動産質は、債務者あるいは第三者が債務の担保としてみずからの動産の占有

を債権者に移転し、債務者が債務不履行に陥った場合には、債権者は担保法の規定に従い、当該財産を債務の支払いのために金銭評価する権利か、あるいは質物の競売または売却の手続きによって優先弁済を受ける権利を得るというものである。動産質と権利質との主たる違いは、権利質という形で質権が設定される財産は、為替手形、小切手、株式などの権利や、商標の専属的な使用権などであるという点である。質と抵当との主たる相違点は、質権設定者は質権が設定された財産の占有を債権者に移転することが必要であるということである。

留置は、契約の文言に従い債権者が債務者の動産を占有することである。債務者が債務不履行に陥った場合、債権者は担保法の規定に従い、当該財産を留置する権利を得、当該財産を金銭評価することにより、あるいは当該財産の売却または競売手続きによって得られた代金によって、優先弁済を受ける権利を得る。現在では、保管、運送、加工請負契約においてのみ、債務者が不履行に陥った場合、債権者に財産の留置権が認められている。債権者が財産を留置した後、特定の期限までになおも債務者が債務を履行しなかった場合、債権者は債務者との合意に基づき、留置した財産を金銭評価するかあるいは競売または売却をすることが認められている。

手付金について担保法は以下のように規定している。当事者は合意により、一方当事者が他方当事者に債務の担保として手付金を支払うことができる。債務者が債務を履行した後、手付金は支払の一部に充当されるかあるいは回収されねばならない。手付金を支払った当事者が債務不履行となった場合、その当事者は手付金の返却を要求する権利を持たない。手付金を受領した当事者が債務不履行となった場合、その当事者は手付金の金額の2倍を返却しなければならない。当事者により支払われる手付金の金額は主たる契約の金額の20パーセントを超えてはならない。

施行されて2年余が経過した担保法は、債権者の権利を執行するという目的において、民事および商事取引の円滑化の確保に大変重要な役割を果たしてきた。しかし、担保システムに伴って、いくつかの問題点が実務において生じている。

第1に、法の文言が、施行するには一般的すぎており、担保法を施行するために必要な規定や規則のいくつかはいまだ制定されていない。例えば、抵当権が設定された財産および質権が設定された財産の登記に関する規則はできる限り早急に作成されなければならない。さもないと、担保の手段としての抵当や質が利用できない。最高人民法院が担保法の司法解釈についての作業を行っていることが報告されており、これが現状の改善に非常に役

立つかもしれない。

第2に、担保法がそれ自体、不完全なものである。なぜならいくつかの重要な制度が確立されていないからである。例えば、わが国の担保法には、流動物担保という制度が規定されていない。また次のような問題もある。強制力のある権利に質権は設定できるのか。抵当権と質権は同一の財産に対して共存できるのか。留置権はリース契約から生じうるのか。これらは議論すべき価値のある問題である。私見を述べれば、これらの問題について熱心な議論が起こるよう手段が講じられて、担保法の改正や財産法の起草の準備へとつながるようになるべきだと考える。

第2章

中国において紛争が解決される方法は、次のようなものがある。すなわち、交渉、調停、仲裁、および訴訟である。

民事および商事取引において紛争が生じることは常であり、また避け難いことである。通常、紛争が生じると、問題をすばやく解決し関連した取引を完結させるために、両当事者は友好的に交渉によってこれを解決しようとする。交渉の手続きは比較的簡単でかつ柔軟性に富んでいるため、交渉によることで紛争が遅滞なく円滑に解決されるばかりでなく、両当事者が互いの協力的関係を維持することにも役立つのである。

交渉という方法に加えて、紛争を抱えた当事者は、紛争解決のために、居住地の調停委員会に申し立てをすることもできる。中華人民共和国民事訴訟法によれば、居住地の調停委員会は、人々の間における紛争調停のための大衆の組織であり、大衆の人民政府および基層人民法院の指導の下に機能するものである。居住地の調停委員会は、その調停を、法の条文および任意性の原則に基づいて行う。関連当事者は、調停において達した合意を履行しなければならない。調停を拒否した者、あるいは調停が不調に終わった者は、人民法院に訴訟を提起することができる。調停はしかし、訴訟あるいは仲裁を行う前の必要な手続きとされるわけではないことは、ここで強調しておく必要がある。

更に、紛争解決の主たる手段として訴訟がある。人民法院は民事および商事紛争に関してすべてのレベルにおいて、司法的権限を行使する。民事訴訟法によれば、人民法院は、民事事件を事実と法に基づき独立して審理し、いかなる行政機関や公的組織や個人によっても介入されないとされる。そして民事事件を審理するに当たって、人民法院は二審終審制のシステムを採り、また、公開裁判、合議制法廷および裁判所職員の除斥のシステムを

持つ。

民事および商事取引をめぐる紛争は、民事裁判所において通常次のような手続きによって処理される。

第1に、人民法院は、訴状が訴訟として受理されるべき要件に合致するかどうかを審査し、原告に、事件が登録されたかどうかを7日以内に通知する。

第2に、事件が登録された後、人民法院は、審理のためのいくつかの準備に取り組む。例えば、訴状および答弁書の副本を送付したり、両当事者に訴訟上の権利、義務、法廷構成員を通知したり、事件の資料を審査したり、調査を行って必要な証拠の収集をしたりする。

第3に、法廷での審理が行われる。法廷での審理は3つの部分により成る。すなわち、法廷調査（訳注：口頭弁論および証拠調べにあたるもの）、法廷弁論（訳注：最終口頭弁論にあたるもの）、および判決の申渡しである。法廷において、両当事者はみずから陳述し、請求を申立てることができ、裁判所は関連する証拠および調査記録の原本を提示することができる。法廷弁論は法廷で行うことができ、その後、裁判所は法に基づき判決を下すことになる。

上に述べたことは、民事および商事取引における紛争を解決するために、中国での第一審において通常なされる手続きである。当事者が人民法院の第一審判決を受け入れることを拒否する場合には、当事者は、人民法院のもう一級上に特定の期間内に控訴する権利を持つ。結果的に、第二審判決が最終判決となり、両当事者はそれに従う義務を持つ。当事者が判決に従わない場合、当事者の一方が人民法院に対し、執行を申し立てることができる。

最後に、仲裁もまた紛争解決に重要な手段である。中国において、紛争当事者は仲裁か訴訟かを選択することができる。両当事者は、紛争を仲裁のために仲裁委員会に託し、仲裁判断を受けるとの仲裁合意を、紛争が生じる以前または以後において任意になすことができる。中華人民共和国仲裁法によれば、仲裁委員会は、紛争当事者により選定され、仲裁は、事実および法に基づき、衡平的合理的方法により、行政機関、公的組織、および個人に介入されることなく、独立して行われる。仲裁裁定は、終局的（final）である。民事および商事取引をめぐる紛争は通常次のような手続きにしたがって仲裁廷において行われる。

第1に、仲裁委員会は仲裁の申立てが受理の条件に合致するかどうかを審査し、当事者に対し受理されるか否かを5日以内に通知する。

第2に、申立てが受理された後、仲裁委員会は仲裁のための準備を開始する。例えば、

仲裁申立ておよび答弁書の副本を送達したり、仲裁規則および仲裁人名簿の副本を送達したり、両当事者に仲裁人を選定するよう通知したりする。

第3に、審問が行われる。審問において両当事者は、仲裁の過程において自らの陳述をし、関連する証拠を提示し、弁論を行う権利を有する。仲裁終了時に仲裁廷は仲裁判断を下す。仲裁判断は終局性を持つ。

以上に述べてきた手段は、それぞれ利点もあれば欠点もある。交渉の手続きは迅速かつ簡便ではあるが、その権威は高くなく、また交渉の結果なされた合意の法的地位の性質は明確ではない。調停は、すべての種類の紛争をこれによって解決することはできず、その適用は、少額の金銭に関する紛争に限定される。民事訴訟は、最も高い権威を持ち、全ての民事および商事紛争を解決しうるが、その手続きは複雑に過ぎ、過度に時間と費用を要する。さらに、訴訟においては裁判所と裁判官を選択することができない。また、裁判は公開であるため、両当事者の商売上のプライバシーは保護されない。これに対し、仲裁は比較的手続きが簡単であり、また当事者は、仲裁委員会および仲裁人の両方を選択することができる。原則として審理が非公開で行われることも、両当事者の商売上のプライバシー保護にかなう。仲裁判断は終局的ではあるが、両当事者の権利および利益は、仲裁判断の執行および確定を、人民法院の手続きによってなすという形で完全に保護される。

ここで論ずべきもう一つの問題点は、紛争解決手続きに、法律の専門家がいかに参加するのかということである。法律専門家は、民事および商事契約の締結、および紛争の予防に、いかなる形で関わるのか。

中国において法律専門家は、通常、取引において弁護士として関わる。民事および商事取引の円滑化を確保するための弁護士の役割は、2つの種類に分けることができると思われる。ひとつは、民事および商事契約の締結および紛争予防における弁護士の役割である。もうひとつは、紛争が生じた後の、その解決における役割である。契約締結の過程においては、弁護士は当該取引について法的アドバイスを与え、当事者が法に従って取引に入ることを手助けすることができる。すなわち、弁護士の役割は、当事者が法的危険に直面する機会をできうる限り減らすことにあるといえる。いったん紛争が生じれば、弁護士は賢明にかつ迅速に、問題解決のためにはどの手段が最善かを決定しなければならない。また、紛争解決のためにどの手段が選択されるにせよ、弁護士は、例えば人民法院への提訴とか仲裁の申立てに備えて、事実と法に基づいて完全な準備をしなければならない。この時点における弁護士の役割は、取引における損失をできうる限り減らすことにある。もちろん弁護士は、紛争を解決する手続きにおいていかなることを行うにしても、中華人民共

和国弁護士法に従わねばならない。

現在中国において、裁判外紛争処理に伴う問題点は次のようなものである。第1に、交渉の過程において、紛争当事者間の交渉の結果なされた和解の合意の効果について、明確な規定がないことである。この種の規定を欠いているために、紛争が、交渉によって解決される度合いが少なくなっている。したがって、交渉に関する立法の改正が必要である。現在検討中の統一契約法は、交渉に関していくつかの条文を規定するよう示唆されていると報告されている。

第2に、調停に関していえば、交渉と同様の問題が存在しており、調停委員会の指令のもとになされた合意の法的拘束力が不明確である。

第3に、仲裁法に従った、紛争解決手段としての仲裁は、いまや国際的な実務と一致したものとなったが、中国においては、これは新しいルールである。なぜなら、これまで、中国における仲裁とは、一種の行政的仲裁であったからである。中国における仲裁の発展のためには、いくつかのシステムが明確にされ、確立されねばならない。例えば、仲裁委員会と仲裁廷との関係はどうなっているのか。仲裁委員会の協会をどのように設立するのか。仲裁協会、仲裁委員会、および仲裁人の関係はどうなるのか。などである。他方において、仲裁法が暫定的な仲裁についての規定を欠いているために、それが許されるのか、その法的拘束力は何かということが不明のままになっている。また、中国における仲裁委員会は、基本的に二つの部門に分かれており、一つは渉外的仲裁委員会であり、もう一つは中央政府直轄の市および省や、自治区人民政府所在地のある市や、その他の市に設置される仲裁委員会である。前者は、渉外的紛争を仲裁する役割をもち、後者は、国内の紛争を仲裁する役割をもつ。しかしこの分割は合理的ではない。なぜなら全ての仲裁委員会は、紛争の解決という点および当事者の自由意思に基づくという点において等しいものであり、それぞれの仲裁委員会は、外国が関係した紛争のみならず、国内の紛争も同様に仲裁できるのであり、これが仲裁の発展の方向とすべきだからである。中国がその観点に立つにはまだ時間がかかるようである。

(訳：岡野祐子)

中国の担保制度と裁判外紛争処理

リ・ミンヂェン
Li Mingzheng (中国)

国务院司法局上席職員

第1章 中国の担保制度の現状と問題

1・1 中国の担保制度に関する法律と法令

1949年以来、中国の担保制度は、4段階において発達してきた。

1949年から1956年の間、担保制度は複数のそれぞれ独立した形での規制がなされていた。それは、担保制度の存在を強調した1951年1月23日に公布された「抵押贷款に関する人民銀行による制限 (Measures of the People's Bank Concerning Mortgage Loans)」や、直接担保制度を取り扱った1951年4月10日に公布された「国有銀行の債権者の権利保護のための法務省と最高裁の循環 (Circular of the Supreme Court and Ministry of Justice for Protecting the Creditor's Right of the State Banks)」などである。

1956年から1979年の間は、中国新経済体制と文化革命のために、担保制度に発達は見られなかった。

しかし、中国が、1979年に、改革と開発の政策を採用した1981年から1991年までの間には、担保制度は、より急速に発達していった。1981年12月13日、全国人民代表大会 (the National People's Congress) によって公布された中華人民共和国経済契約法 (the Economic Contract Law of the People's Republic of China) は、手付金、保証、留置権について明確に定めている。

また、1985年2月28日に国家評議会 (the State Council) によって公布された金銭貸借契約の規制 (Regulations on Loan Contract) は、担保類型について明確に規定している。さらに、1985年3月21日に第6期全国人民代表大会常務委員会第10回会議 (the Tenth Meeting of the Standing Committee of the Sixth People's Congress) によって公布された「外国問題を含む経済契約に関する中華人民共和国法規 (the People's Republic of China Concerning Economic Contract Involving Foreign Matters)」によれば、原則として、当事者は、契約中で、担保設定の合意をし、合意の範囲内での担保責任を保証すると規定されている。

そして、1986年4月12日の第6期全国人民代表大会常務委員会第4回会議 (the Fourth Meeting of the Standing Committee of the Sixth People's Congress) によって公布され

た「中華人民共和國民法通則 (the General Principles of Civil Law of the People's Republic of China)」には、債権者の権利に特に関係のある章が定められており、それには、保証、抵当権、手付金、留置権という4つの担保の種類についてさらに規定されている。

1992年から1995年の間、中国でも市場経済体制が少しずつ確立するにつれて、担保制度は民間活動や経済活動において重要な役割を担っていた。それゆえ、我国における担保に関する法的制度は、かなり完全なものとなっている。たとえば、1992年11月17日には、第7期全国人民代表大会常務委員会第28回会議 (the 28th Meeting of the Standing Committee of the Seventh People's Congress) は、中華人民共和國海商法典 (the Maritime Code of the People's Republic of China) を可決させ公布した。その法典には、船舶抵当、海事留置権や船荷証券についての特別な条項が定められている。

また、市場経済体制が序々に確立し、発達していくにつれて、債務担保の分野における新しい問題が無限な広がりとなって現れてきた。したがって、中国では、債権者の権利の実施を確実なものにし、銀行債権や商品取引証券を保証し、資金の融通するしきみを改良し、市場経済の発達に適應して、市場経済の法的制度を完成を達成するために、統一化され、かつ集積化された担保法が緊急に必要とされた。そこで、1995年6月30日、第8期全国人民代表大会常務委員会第14回会議 (the 14th Meeting of the Standing Committee of the Eighth People's Congress) では、「中華人民共和國担保法 (the Guaranty Law of the People's Republic of China)」が可決・公布され、1995年10月1日に施行された。この担保法により、法律上調整されたのは、5つの法的利害関係である。すなわち、保証人と債務者との保証関係、抵当権者と抵当権設定者との関係、質権者を質権設定者との関係、債権者を債務者との間の留置権関係、当事者間の手付金関係の5つである。

1・2 中国において民商取引において一般的に使われる法定担保力の種類と内容

通常取引において使われる担保の主たるものは以下のとおりである。

(1) 保証人制度 (Suretyship)

担保法において使われる保証制度というのは、保証人と債権者とが、将来、債務者が債務を履行しなかった時に、保証人が、保障契約に従って履行し、責任を果たすということに同意するものである。担保法によれば、法人その他の団体、あるいは、債務を負担する余裕のある個人が保証人となりうるものである。一般に、国家機関や、学校などの公益を目的とする団体、企業法人の支店などは、保証人になることはできない。保証人と債権者は、保証契約書を作成することで契約と締結する。

保証には、次の方式がある。(a)一般保証 (general suretyship), (b)連帯保証 (suretyship of joint and several liability) である。

一般保証においては、保証人は、主たる債務の契約内容に争いがあれば、その訴訟や仲裁が済む以前は、債権者に対して保証責任の履行を拒絶することができるし、また、債務者の財産が法に従って差押えをされただけでは、保証人の義務は強制されない。

これに対して、連帯保証は、主たる債務の契約上に定められた履行期日が到来しても、連帯保証の債務者が債務を履行しなければ、連帯保証人と債務者は、債権者に対して連帯して責任を負うことになる。債権者は、債務者に対して債務の履行を請求できるし、連帯保証人に対しても連帯保証として同意した範囲内の責任の履行を請求できる。

保証の範囲には、契約上、別途の規定がない限りは、主たる債権並びにその利息、違約金、損害賠償金及び強制執行の費用が含まれる。

(2) 抵当権 (Mortgage)

担保法によれば、抵当権とは、債務者や第三者が、担保法34条に列挙された財産の占有を移転することなく、当該財産によって債権者の権利を守るものである。もし、債務者が、債務の履行をしない場合、債権者は、財産をお金に変えて債務に充てたり、財産を競売にかけたり任意売却した売上げから債権を満足させる優先権がある。抵当権者と抵当権設定者は、書面で抵当権設定契約を締結する。当事者は、以下のような財産、つまり、(a)土地利用権、(b)都市不動産、(c)樹木、(d)航空機・船舶・車両に抵当権を設定する場合には、抵当物に登記をしなければならない。そして、抵当権設定契約は、登記の日から効力を生じる。当事者が、他の財産に抵当権を設定する場合には、当事者の自由意思に基づいて抵当物に登記をすることができる。そして、この場合、抵当権設定契約は、締結の日から効力を生ずる。抵当権が保証する範囲は、抵当権設定契約に別段の特約のない限りは、主たる債権並びに利子、違約金、損害賠償金および抵当権実行費用に及んでいる。もし、債務者が債務の履行期限が満了しているのに債務の履行をしない結果、抵当財産が人民法院 (a People's Court) によって差し押さえられた場合、抵当権者は、差押の日から抵当物から分離した天然果実及び抵当権者が抵当物から受け取ることのできる法定果実を徴収する権利を有する。

(3) 質権 (Pledge)

担保法によれば、質権とは二つの種類がある。まず、(a)動産質 (pledge of movables), (b)権利質 (pledge of rights) である。動産質とは、債務者あるいは第三者が、債権者にその動産の占有を移転して債務の担保とすることをいう。もし、債務者が債務の履行をし

ないときは、債権者は、その動産を換金して債務の支払いに充てるか、あるいは、質物を競売手続きにかけまたは売却により債務を満足させる優先権を享受する権利を有する。動産質の効果は以下のとおり。

A. 質権の担保する範囲は、主たる債権並びにその利子、違約金、損害賠償金、質物保管費用および質権実行費用に及んでおり、

B. 質権者は、質物から生ずる果実を受け取る権利を有している。

権利質を設定できる権利は次とおりである。(a)為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証明書、倉庫証券、貨物引換証、(b)法に従い譲渡することのできる株式か株券、(c)法に従い譲渡することのできる商標専用権、特許権・著作権の中の財産権。権利質の担保される範囲は、動産質と同じである。

(4) 留置権 (lien)

留置権は、担保法では、債権者は、契約に従って債務者の動産を占有することができ、債務者が債務を履行しない場合には、債権者は、担保法に従って当該財産を保有し、当該財産を金銭評価するか、財産の任意売却または競売により得た金銭によって債務の優先弁済を受けることのできる権利である。担保法によると、保管、輸送、加工請負から生じた費用については、もし、債務者が債務の履行をしないときには、債権者は、当該財産を留置できる権利を有する。留置権が担保する範囲は、主たる債権並びにその利子、違約金、損害賠償補償金、留置物保管費用および留置権実行費用に及んでいる。

(5) 手付金 (deposit)

手付金は、担保法においては、当事者が一方当事者が他方当事者に対して債権の担保として手付金を支払うことを約束することを意味している。債務者が履行をした後は、手付金は、一部弁済に充てられるか返還されなければならない。もし、手付金を交付した当事者が債務の履行をしない場合は、その者は、手付金の返還を要求する権利を失うし、もし、手付金を受領した当事者が債務の履行をしない場合には、その者は、手付金を2倍にして返還しなければならない。

1・3 中国における担保実行制度

(1) 保証債務の執行

中華人民共和国担保法 (China's Guaranty Law) と他の法律や規則によれば、2種類の保証債務執行の制度がある。一つは、保証人が債務者に代わって義務を負うことであり、もう一つは、保証人が補償責任を引き受けることである。保証人によっていずれの種類の

責任が果たされるかは、合意の内容で決まっている。もし、前者の合意内容であれば、保証人は、担保されている債権の内容に応じて、実際に主債務の契約内容を履行することになる。契約内容が金銭のときは、保証人はお金を支払い、もし、契約内容が労務の提供であれば保証人は労務を提供しなければならない。保証人が、後者の保証が合意されていれば、保証人は、債務者が契約の履行に違反したために債権者に生じた全損害を填補することになる。

(2) 抵当権の実行

抵当権者が抵当権を実行するときには、二つの状態が合わさる必要がある。つまり、(a)債務者（抵当権設定者）が債務の履行期に義務を履行する状態、と(b)過去において債権者の権利が履行されていなかったという状態である。この状況に加えて、抵当権の実行は次のような法的手続が考慮されなければならない。

- (a) 債務の履行期に債務の弁済を受けていない抵当権者は、抵当権設定者との合意ができれば、抵当物を金銭評価するが、抵当物の競売や売却により得た代金から支払われることができる。もし、合意がまとまらない場合には、抵当権者は、抵当物を金銭評価したり競売や売却を決める権利は無いし、抵当権設定者の権利は実行されない。
- (b) 合意がまとまらない場合には、抵当権者は、人民法院に訴訟を提起することができる。

(3) 質権の実行

質権者が質権の実行を望む前段階というのは、債務者が債務の履行期に債務の履行をしない前には、質権は、効果的に存在していたということである。質権の実行は、質権が質物を債務の弁済金として金銭評価したり、質物を売却して債権を満足させる優先権を享受する権利がある。担保法の規定によれば、質権の実行は、抵当権の実行と同じ方法でなされる。

- (a) 財産の金銭評価。これは、質権者と質権設定者とが債権者の債権が履行期に弁済されない場合に、質権者が質物の所有権を取得するために質物を購入するという合意のことである。
- (b) 競売。競売は、担保法の規定により、質権を実行する場合に、質権設定者の同意無くして関係法規に基づいて質物を競売にけることである。
- (c) 質物の売却。担保法の規定により、質権者が、質権設定者との合意無くして質物を売り払ってしまうことである。

(4) 留置権の実行

民法一般通則法 (the General Principles of Civil Law) や担保法 (the Guaranty Law) を含む種々の法律は、留置権の実行方法を定めている。それによれば、留置占有者が財産を留置した後、もし、契約で定められた履行期間に債務者が履行しないときは、債権者は、当該財産を金銭評価したり、売却や競売をすることによって得た金銭から債務の支払いを優先的に受ける権利が定められている。

1・4 中国の担保制度に現れた問題点と将来の改善点

- (1) 多くの担保法の条文は、一般的でそのまま施行するには難しい。したがって、最近、最高人民法院は法律の司法的解釈についての作業を行っている。
- (2) 担保法と他の担保制度を規定する特別法との間が、十分に調整されていない。例えば、担保法の42条では、もし、航空機、船舶に抵当権を設定する場合は抵当物は登記されなければならない、抵当権設定契約は、登記されなければ効力を生じないことになっている。しかし、海商法 (the Maritime Code Law) や民事航空法 (the Civil Aircraft Law) の規定によれば、航空機や船舶に抵当権が設定されたときは、それが登記されなければ、抵当物であることが第三者に対して効力を生じない。さらに、担保法の95条では海商法や他の法律に担保に関して特別の規定がある場合には、その規定が適用されるということが明示されている。それゆえ、担保法42条は、同92条と矛盾することになっているのである。
- (3) 担保法は、外国において一般的に使われている担保制度、例えば流動物担保制度などの制度についての規定が全く定められていない。流動物担保制度は、たとえば財政計画などのような国際的金銭貸借契約では非常に多く利用されている。そのような規定の欠如は、中国における外国との取引をめぐる経済活動の発展に影響及ぼすであろう。
- (4) 担保法に関して幾つかの他の法制度が必要である。担保法41条、42条は、土地利用権、都市不動産、樹木、航空機、船舶その他の物に抵当権を設定する場合には、抵当物は登記されなければならないと規定し、抵当権設定契約は、登記がされて初めて効力を生ずると規定する。このような一般的な規定以外に、定められるべき実施のための規定が存在しないので、抵当物の登記が困難になっている。
- (5) 我々はまた、担保法の幾つかの規定について深く熟考する必要がある。この法律の84

条は、保管契約や、運送契約、請負契約から債権が生じた場合に、債務者が履行しないときは、債権者は、当該財産を留置する権利を有すると規定する。だからといって、例えば賃貸借契約の例を考えてみると、もし、賃借人が賃借物のかしによりから損害を被った場合、賃借人は当該財産を留置する権利を実行しても構わないであろうか？この問題はかなりの研究が必要である。

第2章 中国における裁判外紛争処理の現状と問題点

2・1 中国における裁判外紛争処理の種類・内容・効力

現在、民事あるいは商事の紛争を解決する裁判外紛争処理には4つの種類がある。

(1) 交渉 (Consultation)

交渉とは、紛争両当事者が直接、話し合い、互いに協定して、事実、約束、相互理解に基づくことを原則にして、紛争を解決するものである。交渉には、いくつかのメリットがある。

(a)当事者以外は誰も参加する必要が無いこと、(b)それによって、商売上の秘密が完全に守られるということ、(c)当事者には、それぞれの利益について相談し、協定するための十分な機会が与えられること、(d)当事者は、当事者の権利と利益の釣り合いが取れた時点で、紛争を解決するために合意書を締結することができることである。もちろん、交渉のデメリットは、非常に明らかなことであるが、約束された合意が、当事者による自発的な実行に依存していることである。

(2) 調停 (Mediation)

調停とは、第三者が、紛争を解決するために妥協案を締結することができるように、関係当事者間の仲介をすることである。両当事者から選ばれた調停委員は、より上級レベル、つまり、工業組合や、両当事者が共に信頼する他の機関や人など、両当事者に関わる上のクラスになることもある。調停は、以下の原則によってなされる。まず、調停は、事実を確かめ、関係する責任の所在を明確にする。次に、もし、両当事者が、自発的に合意を受け入れなかったり、あるいは、自発的に合意中の条項に同意できなかったとしても、調停委員は、いずれの当事者に対しても妥協案を受け入れるよう強制することはできない。三番目に、調停案は、適法でなければならず、法を侵したり、社会公共の利益を侵してはならない。調停のメリットは、交渉と同じであるが、デメリットは、調停には法的拘束力が無いということである。

(3) 仲裁 (Arbitration)

仲裁法に従って、契約上の紛争やその他、個人や法人、その他の法主体である組織間での権利侵害や財産侵害は、仲裁の対象となる。それら紛争を解決するために当事者がした仲裁の申立は、両当事者の自由意思に基づくもので、彼らの間で到達した仲裁合意に基づくものでなければならない。もし、一方当事者が、仲裁合意の無いままに仲裁の提案をすれば、仲裁委員会は、その事件を受諾しない。もし、当事者が、仲裁合意を締結し、一方当事者が、人民法院において訴訟を提起した場合、その仲裁合意が法的に無効でない限りは、人民法院は、その事件を受理しない。

仲裁は、一つの最終的な審判制度である。仲裁のメリットは、調停と同じであり、仲裁審判は法的強制力がある。

(4) 訴訟 (Litigation)

訴訟は、紛争解決手段として最高にして最終の手段である。民事及び商事事件の審理において、人民法院は、「中華人民共和國民事訴訟法 (the Civil Procedure Law of the People's Republic of China)」で禁止された (訳注: proscribed→prescribed (=規定された) の誤り?) 民事手続きを遂行している。判決 (court decision) は、法的拘束力がある。訴訟の短所は、紛争解決のためにより多くのお金と時間が必要であるということである。

2・2 法律家が、紛争が発生するのをさけるためにどのように民商事契約を作成する際に参加するか?

法律専門家、つまり、弁護士、あるいは法律顧問 (legal consultants) は、紛争が生じるのを避けるために、当事者の契約締結に協力するに際して、通常の場合、彼らは以下のようなことをする。

- (a) 彼等は、他方当事者の信用性を徹底的に調査するであろう。
- (b) 彼等は、当事者の権利を確保するために適切な方法を選ぶであろう。例えば、彼等が債権者が金銭貸借契約を締結するのに協力するとき、契約の担保としては、留置権は適切では無い。なぜなら、債権者は、契約期間に債務者の動産を保持することはできないからである。同様に、金銭貸借契約は、手付金という担保にも馴染まない。なぜなら、契約そのものは、金銭の支払いによって遂行されるものだからである。唯一、金銭貸借契約の担保として有効なものは保証、抵当権と質権だけである。
- (c) 近い将来において紛争の発生可能性があることを考えて、紛争を簡単に解決するために、当事者が契約中において仲裁合意の約束をしておくことができる。仲裁場所、仲裁機関、仲裁手続きについては考慮されるべきである。

2・3 中国における裁判外紛争処理に伴う問題点

(1) 仲裁の問題点

- A. [内国関係] 仲裁委員会と、涉外関係仲裁委員会の併存 (co-occurrence) が仲裁の二つの流れを作っている。涉外的要素を含んでいる経済、貿易、輸出や海事問題から生じた紛争の仲裁は、涉外関係仲裁委員会だけで取り扱われる。
- B. 仲裁委員と仲裁裁定との関係は、同格に扱うのは困難である。仲裁法によれば、仲裁は、仲裁裁定によって指導されるものである。仲裁委員会の主な責任は(a)仲裁事件を受諾すること、(b)仲裁委員の委員長の脱退を決めること(c)仲裁を調印すること(d)法に従って仲裁委員を解任することである。問題は、一方では、仲裁委員会が、仲裁裁定以上に仲裁を指導していること、他方では、仲裁法廷が仲裁委員会による監督を受け入れないことである。
- C. 仲裁の行政的強制の存在は、当事者の自由な意思に基づくという原理を破壊する。例えば、当事者が、強制的に、ある行政機関の下において仲裁により紛争を解決させられるというようなことである。

(2) 訴訟における問題点

地域的な保護主義が主たる問題である。それは、実際の事件の審理における公平を保つことにつき人民法院に影響を与えるであろう。

2・4 改革の必要のある裁判外紛争処理の局面

(1) 仲裁

- (a) 仲裁法によれば、知的所有権における紛争が仲裁を提起できるかどうかは明らかでは無い。私が思うに、仲裁法は改訂されるべきなのである。
- (b) 私が思うに、仲裁法は、仲裁委員会と涉外問題仲裁委員会との区別を廃止すべきである。

(2) 訴訟

訴訟を如何に地域的な保護主義から遠避けるかということが、非常に重要なことである。提案としては、人民法院の独立性を強化すること、そして、裁判所と地域経済との間の繋がりを切断することである。

以 上

(訳：豊島ひろ江)

[ラオス]

ラオス国の担保制度と裁判外紛争処理制度

ケーン ロランサイ
Khene Lovanxay (ラオス)

司法省経済仲裁機構裁判外紛争処理担当官

はじめに

1986年以降ラオス人民民主共和国政府は市場経済政策への転換を図ってきた。

そのため、政府はその法制度を変革するとともに、経済発展を促進するための新しい法律を導入しなければならなかった。これまでラオスはラオス人民民主共和国憲法を含めて38の法律を持っているが、ラオス政府はそれらの法律を実効有らしめるための政令 (decrees) や条例 (ordinances) を施行した。市場経済においてラオスは「契約当事者の義務履行を保証するための担保法」を公布しなければならないし、紛争解決の促進のために「裁判外の紛争処理 (ADR) に関する法律」も公布しなければならない。

このレポートではラオス国の担保制度と ADR 制度についての一般的事項について記述することにする。

I 円滑な民商事取引を確保するための担保制度

1. 担保制度に介在する法律と条例

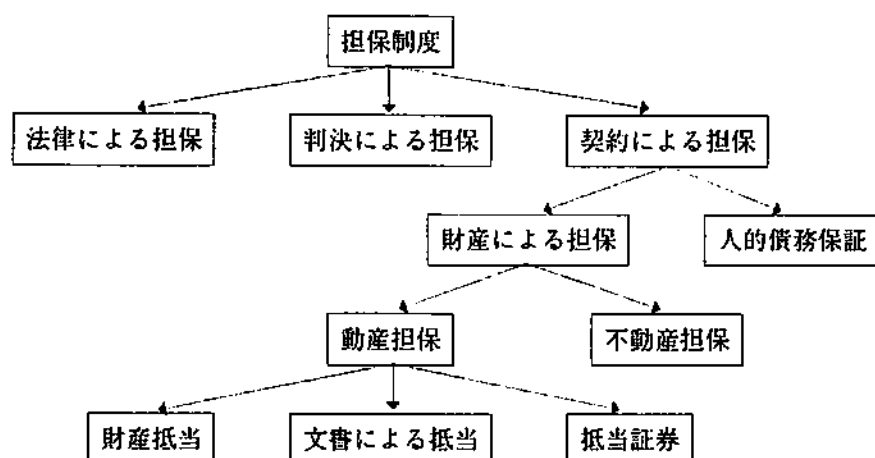
ラオスの担保制度が規定されている契約法は、1990年6月28日に公布された。取引保証法 (secured transaction law) は1994年10月14日に公布された。

2. 取引で利用される担保の種類、形態、内容の詳細

ラオスには次の3種類の担保がある。

- 契約による担保 (security by contract)
- 法律による担保 (security by law)
- 判決による担保 (security by court decision)

担保制度を図で示すと次のようになる。



この担保制度の下では、債務の弁済は次の順序で優先的に行われる。

- 法律による担保
- 判決による担保
- 契約による担保

債務者が全ての債務を弁済できないときは又は破産を宣告されたときは、この順序が適用される。

a 法律による担保

法律による担保は、人道的な理由や国民的共通の利害関係に基づいた法律により規定されている（例えば、労働者の賃金は労働法により保証されている）債務弁済の保証である。

b 判決による担保

判決による担保は、裁判所の判決や裁判所の判決により認定された裁定委員会（arbitration committee）の決定により与えられた債務弁済の保証である。

c 契約による担保

契約による担保は、債務者が債務を弁済できないときに債権者と債務者間の債務の支払を保証するための合意であったり、第三者が債務者の代わりに債務を支払うことの合意であったりする。

契約による担保は2種類ある。

c 1 財産による担保（contractual security with assets）

財産による担保は、債権者が債務者の財産を債権者や権利の移転を受けた第三者（other assigned individuals）の所有の下に置くという債権者と債務者の間の合意であり、債権者がこの財産により弁済を受ける優先権を有する。

財産による担保には後述するように2種類の担保がある

動産担保（contractual security with movable assets）

動産担保は動産による債務弁済の保証である

動産担保には3種類の担保がある

財産抵当 (mortgage of assets)

財産抵当は、債務者が自らの財産を債権者のあるいは権利の移転を受けた第三者の所有に移すことにより債務の弁済を保証するため契約である

文書による抵当 (mortgage of documents)

文書による抵当は彼の財産所有権を債権者に移すことを保証する文書をわたすことにより債務の弁済を保証するものである。しかし、債務者はなおこの財産を使用する権利を有する

証券抵当 (mortgage of bond goods)

証券抵当は債務の弁済の保証として証券を債権者に渡すものである。

不動産担保 (contractual security with fixed assets)

不動産担保は、債務者の不動産（例えば土地、家屋や工場）の所有権や不動産を使用する権利をもって債務の弁済を保証するものであり、それは、不動産を債権者や権利の移転を受けた第三者が使用する権利を保証する文書を渡すことによって行われる。

使用権による保証は、あらかじめその財産の所有者の同意を得ることが必要である。

c 2 人的債務保証 (contractual security by individuals)

人的債務保証は、債務者が債務を弁済できないときに、個人又は法人が債務を肩代わりすることに同意するか又は債務者の代わりに義務を履行することに同意するという契約である。

3 担保の法的強制

a 契約による担保の場合

債務者が約束した期間内に債務の弁済ができなかった場合

抵当財産

文書による抵当は債権者の財産になる。

文書による抵当、証券抵当の場合、債権者は次の権利を有する。

- 他の権利者とともに抵当財産について権利を主張する
(claim, monitor mortgaged assets with other individuals)
- 他の債権者より先に抵当動産の価値で債務の弁済を受ける
- 動産を競売に付することを要求する
- 債務者はなお財産の所有者としての地位を失わないし、これを使用することもできるが、これを売ったり、譲渡したり、さらに抵当を付したりすることはできない。

さらに、債務者は財産的価値が損なわれないよう管理しなければならない。

不動産担保の場合

不動産担保権者は、担保を持たない他の債権者や同一の不動産に対する後順位の抵当権者（優先権を与えられたものを除く）に先立って債務の弁済を受ける権利を有する。債務者は担保のついた財産を売却できないし、譲渡することもできない。

債権者は、正当な期間内に債務が弁済されなかった場合には、利息も含めて担保に付された財産を競売に付すことを要求する権利を有する。

人的債務保証の場合

債務者が債務を弁済できなかった場合、保証人は契約で定められたところにより債務を弁済しなければならない。

b 法律による担保の場合

債務者が債務を弁済できなかった場合、又は破産した場合には、債権者は法律の規定に基づき債務の弁済を受ける権利を有する。

c 判決による担保の場合

債務者は裁判所の判決に従って債務を弁済しなければならないし、これに違反すると刑法162条（裁判所の命令、決定、判決、召喚に応じなかった者は、3か月以上1年未満の懲役又は罰金）により罰せられる。

4 担保を実行するための方法

抵当は法律の規定に基づき債権者によりしばしば実行される

不動産担保は契約により、法律により、判決により、しばしば裁判所により実行される。

5 担保制度に付随する問題点

契約当事者、債権者、債務者の知識がまだまだ不十分で、実際問題として困難が生じているケースが多いし、実効性がない。

例えば、ひとつの財産に2人の債権者がいたり、財産価値が債務額より低かったりする。

また、登記法（the law on court register）が導入され公布されたというものの、未だ施行されていない。登記所（court register office）もまだ設立されていないし、契約も現実には登記されていない。

6 担保制度の改正の必要性

契約や担保に関する契約当事者の知識の向上

担保を登記し公証人法（notary law）を施行するための登記所の設置

担保取引法に基づく契約に際しての担保の利用促進

II 裁判外の紛争処理制度

1 民事裁判所の周辺の紛争

民商事取引に関する紛争は民事裁判所で処理されるが、契約や商取引活動に関係のない、例えば、遺産や相続、離婚、不法行為（被契約的義務）は、仲裁によっては解決できない。

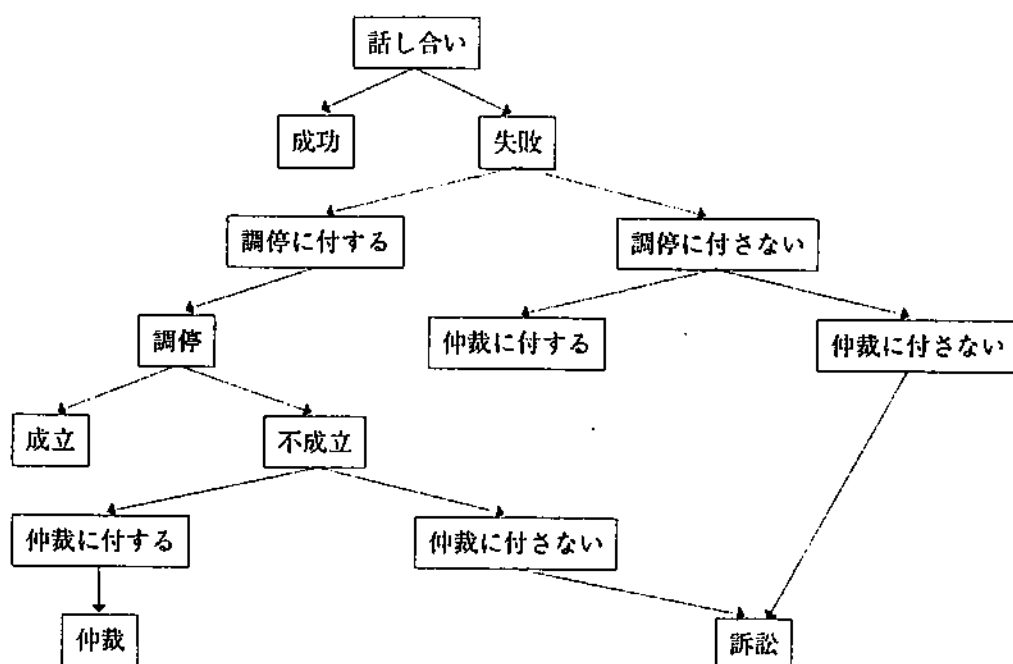
契約や商取引活動は仲裁によって解決できる。しかし、話し合い、調停に失敗した後は、紛争当事者は仲裁による解決を望まない。

2 紛争解決の過程での法律専門家の参加

紛争当事者は紛争解決の過程で、民事訴訟法第16条と経済紛争解決に関する第106/PM 政令第5条に基づき、弁護士といった法律専門家を利用することができる。

3 裁判外紛争処理の方法、種類、詳細な内容、法的強制力

紛争解決の過程を図で示すと次の通りである。



a 裁判外紛争処理の方法

裁判外紛争処理は、訴訟とは異なる紛争解決方法である。これには話し合い、調停及び仲裁が含まれる。

b 裁判外紛争処理の種類及びその内容の詳細

話し合い (negotiation) は紛争解決の基本である。これは最も満足のいく円満な紛争解決方法である。話し合いによる解決は営業関係の悪化を避けることができるし、費用がかからないし、迅速な解決が図れる。

調停 (mediation) 紛争当事者が話し合いに失敗したときは、仲裁や訴訟手続きに訴える前に調停により紛争解決を図ることができる。調停の目的は、双方当事者から信頼され

る中立的な人物（調停委員）の助力を得て紛争を円満に解決することである。

調停はラオスの民事裁判所や経済仲裁機関（EAO）における重要な紛争解決方法である。

仲裁（arbitration） 紛争当事者は経済紛争解決に関する第106/PM 政令第27条に基づき EAO で紛争を解決するための仲裁契約を締結する。仲裁の条件はこの条項において次のように規定されている。

「経済紛争は EAO において当事者間の契約の後に初めて仲裁を受けることができる。また、起こりうるいかなる紛争も EAO の仲裁に服することをあらかじめ定めることができる。」

仲裁委員は当事者がこの政令第22条、第28条に基づき EAO の仲裁調停委員のリストから選任される。1 名又は数名の仲裁委員が選任される。また、当事者は事情聴取をしたり仲裁判断（award）を決めたりするため 1 名又は 3 名の仲裁委員を指名することができる。

仲裁はラオスにおいてはなお新しい紛争解決方法であるが、政府が経済紛争解決に関する第106/PM 政令を公布し、司法省の中に EAO を設立（1995年）して以来今日に至るまで、EAO は仲裁により30のケースしか取り扱っていない。

法的強制力

話し合いに基づく合意には強制力がない。

調停による合意も経済紛争の解決に関する第106/PM 政令第26条に基づき他方の当事者が承認した場合を除き強制力がない。

仲裁判断は経済紛争の解決に関する第106/PM 政令第38条に基づき裁判所により強制される。

4. 話し合い、調停及び仲裁の利用状況

a. 話し合いの利用状況

紛争が生じたときは通常話し合いがもたれる。いかなる民商事の紛争も話し合いにより解決することができる。ラオスでは話し合いによる紛争解決が最も多い。

b. 調停の利用状況

紛争当事者が話し合いによる解決に失敗したときは、しばしば調停が利用される。いかなる民商事の紛争も調停により解決できる。ラオスの調停は民事裁判所（Civil Court）、経済仲裁機関 EAO、外国投資管理機構（Organization of Foreign Investment Management）、貿易組合（Trade Unions）、町の調停団体（Groups of mediation in the village）において広く利用されている。

ラオスでは約20パーセントの紛争が民事裁判所や EAO や他の機関において調停により

解決される。

1996年から1997年の間には調停により首尾よく解決されたのは約30ケースである。

c. 仲裁の利用状況

紛争当事者が調停による解決に失敗したり調停が利用できなかったときは、仲裁により紛争を解決する合意がなされる。仲裁の合意は契約が締結されるときになされる。いかなる民商事の紛争も仲裁により解決できる。組織相互間の経済紛争や組織と外国投資家との間の経済紛争はEAOにより解決されることを規定した契約法第34条に従い処理される。ラオスでは仲裁により解決される紛争はラオスで発生するすべての民商事紛争の約0.005パーセントであり、1996年から1997年の間にEAOは仲裁で5ケースを解決した。

5. 民商事契約の締結と紛争の防止に関与する法律専門家

ラオスでは契約の締結を確実なものとするため、契約者は特に重要な契約の締結に際して法律専門家に依頼することが通常である。

6. 裁判外紛争処理に付随する問題点

話し合い、調停又は仲裁を行う者の知識は未だ不十分で、多くの紛争が話し合い、調停で失敗に終わるし、仲裁の履行は裁判所で拒否されたり、裁判所で強制できなかったりする。しかしながら、話し合い、調停が合意に達しても、債務者は債権者に弁済することができず、それゆえ、債権者は民事裁判所に訴訟を提起しなければならない。

裁判外紛争処理に関するいくつかの法律の規定は、他国との間では通用しないし、裁判外紛争処理による紛争解決を助長するものではない。

7. 改革を要する裁判外紛争処理の側面

話し合い、調停又は仲裁を行う者の知識の向上と訓練機関での裁判外紛争処理の教育

民商事紛争の解決における裁判外紛争処理の手法の促進

国際的に通用しない法律の是正及び質的向上と裁判外紛争処理による紛争解決の助長

国際的裁判外紛争処理に類似したものとなるようにわが国の法律を是正していかなければならない。

「外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約（1958年）」に加入するための条件整備をしなければならない。

むすび

私が理解する限り、担保制度と裁判外紛争処理制度は、事業活動を保証し促進するためには不可欠のものであるし、市場経済において重要な要素である。ラオスにとってこれらは必要なものであり、われわれが投資を促進し市場経済において国を発展させるための条件作りを望むものである以上、ラオス政府は担保制度と裁判外紛争処理制度に関する法律を

公布し施行するために多大な努力を払わなければならない。

(訳：河村浩一)

ラオス国に関する報告

スリワン サイモンホル
Sourivanh Xaymonkhol(ラオス)

通商省企画・協力部長

私は、皆様に対して私の Country Report を提出する機会を得たことを非常にうれしく思います。まず最初に、私の自己紹介をしたいと思います。私は SOURIVANH XAYMONKHOL といいます。ラオス人民民主共和国 (Lao People Democratic Republic) から来ました。私は通商省の上級官僚として勤務しており、商法と外国からの商業投資の促進の責任者をしています。

社会経済状況

ラオス人民民主共和国 (Lao PDR) は、236,800平方キロメートルの国土を有する陸地に囲まれた小さな国である。南北は1,700キロメートルあまり、東西は100キロメートルないし400キロメートルある。ラオス人民民主共和国は、東にはベトナム社会主義共和国と1,957キロメートルの国境線、西にはタイ王国と1,730キロメートルに渡る国境線、南にはカンボジア王国と492キロメートルの国境線、北には中華人民共和国と416キロメートル、ミャンマー連邦と230キロメートルの国境線を有している。

ラオス人民民主共和国には、多くの川がある。ミャンマーとの国境や、タイとの国境の大部分を形成するメコン河の1,865キロメートルに渡る流域もその一つである。メコン河の大部分は、船で航行が可能であり、肥沃な平野に堆積した沈着物を供給している。国の約3分の2が、標高200メートルから2,820メートルの範囲の山岳地域を形成している。山々は交通や情報伝達の困難をもたらすものの、同時にメコン河ももたらす。メコン河は水力発電に対する巨大な潜在能力を生み出しており、そのいくつかはこれまで開発され、輸出による利益の源の大部分を生み出している。

森が国土の約47%を覆っている。ラオス人民民主共和国の気候は、熱帯気候である。5月から9月にはモンスーンによる雨がみられる。平均気温は、1月の摂氏16.4度から、4月の摂氏31度までである。

1.2 人口、保健衛生及び教育

ラオス人民民主共和国は、人口約450万人、人口が最も少ない地域でも1平方キロメートルあたり18.6人の人口を有している。地方の人口密度は非常に低い（ヴィエンチャンを

除くと1平方メートルあたり16人) のであるが、地方の人口の増加率は国の人口成長率の2.4%よりも高い。全国的な人口の増加率は、発展途上国平均の人口増加率である1.9%よりはるかに大きい。現在の増加率では、人口は西暦2,000年には560万人に達し、2,014年には人口は倍になってしまう。都市の人口は全体で19%増加し、年に5.9%、2,000年までには合計25%の人口の増加が見込まれており、特にヴィエンチャン県において都市化がすすんでいる。急速な全体の増加率は、全体の出生率(6.7%)の上昇、及び若年層の世代構造において子供を産む女性の増加に起因すると考えられる。加えて、出生率の減少以外に、保健及び公衆衛生の向上が、幼児、子供及び母親の死亡率を減少させ、平均寿命を現在の51歳以上に引き延ばすことによって、人口の増加に貢献している。

政府は、地方の生活水準の向上を主要な発展の最も優先すべきことであると理解している。予算は、おそらく、1992/93年度と1993/94年度の間に、教育と保健衛生の部門で、それぞれ60%と38%の増加が見積もられている。しかしながら、1993/94年度において、教育に対する資本支出額は政府支出全体の4.1%しか増加していないのに対して、保健衛生については9%の増加であった。対国内総生産率としては、教育費については、1992/93年度の8%から1993/94年度には1.3%増加すると期待されているが、同期間において保健衛生の対国内総生産率は、他の発展途上のアジア諸国の平均である3.1%以下にとどまっている。保健衛生費の対国民総生産率は、世界で最も低い部類になっている。ほとんど全ての資本支出は外国の支援によってもたらされている。流動性支出は、教育については69%、保健衛生については47%が、主としてサラリーマンの給与から支出されることが見込まれている。

最も優先すべき開発、政策及び計画

問題と戦略的応答

2.1 現在の発展政策と戦略

2.1.1 発展計画政策

政府の発展に対する目標は、社会と経済の要求に呼応して、ここ数年の間に、進行してきた。かかる目標は、経済全体を発展させるという政府の公約をあらわしている。その重点は、主として、生産性の向上やその他の発展の目標を達しうる安定したマクロ経済環境を構築することにある。安定したマクロ経済の枠組みが確立され、強化されなければならない一方で、さらなる段階には雇用、サービス及び生産物に対する需要の増加を促進することが必要である。

この発展の一部が新経済構造(The New Economic Mechanism/NEM)の実行により達成された一方で、政府は、現在、さらなる市場の自由化のための新経済構造の初期的段

階の拡大と生活水準の向上に対する必要性を実感している。ごく最近強調されてきたのは、経済発展を国家的規模に拡大するための地方の発達である。こうした政策に重点を置くことは、社会のインフラの確立、生産性の向上（即ち、農業、鉱業、製材業、軽製造業、及びその他の社会の各部門の発展）を包含する統合された発展に重点を置く計画や予定に顕れている。かかる政府の発展目標は、1993年の立法府の第1回の会期において、首相代理によって、枠付けがなされていたのである。これらの西暦2000年に向けての社会経済の目標は1993年ないし94年に述べられた発展の目標に支えられているのである。

経済数値

通貨単位：Kip

平行市場外貨交換レート（ドル買、1996年7月） （Parallel Market Exchange rate (buying, June 1996)	943	Kip/1 US\$
1990年度恒常国内総生産	1,385	10億 kip
一人あたりの名目国内総生産	350	US\$
国内総生産の実質成長率	7.0	%
1996年7月におけるインフレ率 （ビエンチャン市における消費者物価指数ベース）	13.2	%
通貨供給の増加率	9.6	%
流動性の成長率	16.2	%
政府歳入・税金	103.6	10億 kip
政府歳入・税金以外	61.0	10億 kip
政府流動性支出	150.6	10億 kip
政府資本支出（貸出を含む）	153.0	10億 kip
予算欠損（交付金除く）	139.0	10億 kip
国内総生産率に対する欠損（交付金除く）	10.0	%
総外貨準備高	191.1	100万米\$
公式対外債務（年度末時）	1,236	100万米\$
支払債務額（DSP）	14.4	100万米\$
支払債務率（支払債務額に対する物品の輸出や役務の対価の割合） （DSP/Exports of goods non-factor services）	3.9	%
輸出	347.9	100万米\$
輸入	587.2	100万米\$
BOP 短期欠損金（公的振替を除く） （BOP Current Account Deficit (excluding of ficial transfer)	196.3	100万米\$
BOP 短期欠損金の対国内総生産比率	11.2	%

経済指標 92-95

指 標	1992	1993	1994	1995
実国内総生産成長率 (%)	7.0	5.9	8.1	7.0
名目国内総生産 (10億 Kip)	844.3	951.0	1,109	1,395.0
名目国内総生産 (100万米\$)	1,472	1,321	1,540	1,759
一人あたりの名目国内総生産 (米\$)	250	290	335	350
インフレ率 (年度末)	6.0	9.0	6.7	25.7
流動性 (年度末, %)	49.1	64.4	32.0	16.4
現金	24.8	48.3	17.4	9.6
交換レート (年度末, 米\$で Kip を購入)				
平行市場 (Parallel Market)	720	720	726	936
公式市場	715	716	718	920
純外国資本流入額 (100万米\$)	56.2	111.5	106.6	195.2
長期借入	62.1	69.5	55.7	90.0
短期借入	-14.9	-35.8	7.5	10.2
外国投資	9.0	77.8	43.4	95.0
公式開発援助金				
流入 (100万米\$)	134.0	181.3	188.7	207.2
長期借入	71.1	77.8	64.0	97.8
交付金	62.9	103.5	124.7	109.4
許可取得済みの外国投資 (100万米\$)	328	163	2,506	1,224
政府支出				
(100万米\$)	266.8	236.8	379.3	330.0
(10億 Kip)	192.1	170.5	273.1	303.6
政府歳入 (10億 Kip)	93.5	113.3	142.0	164.6
予算欠損 (10億 Kip)	98.6	57.2	131.2	139.0
国内総生産中の予算欠損比率	11.7	6.0	11.8	10.0
未償還公式対外債務				
(年度末, 100万米\$)	1,148	1,202	1,393	1,236
支払債務率 (%)	6.3	4.6	4.5	3.9
総外貨準備高				
(年度末, 100万米\$)	81.2	150.9	158.2	191.1
BOP 流動欠損金 (BOP Current Deficit) (100万\$)				
公的振替を含む	41.1	31.8	96.6	86.9
公的振替以外	104.0	135.3	221.2	196.3
対国内総生産比率	8.9	10.2	14.3	11.2
輸入 (100万米\$)	265	432	564	587
輸出 (100万米\$)	133	240	300	348

(注) 国立国家統計センター, 大蔵省, ラオス中央銀行

2.1.2 公的投資計画と戦略

1992/93年度主要歳出（実額）と1993/94年度予算の比較

（単位：100万キップ）

	1993/94	1993/94	1993/94	1992/93	1993/94	1992/93	1993/94
	国内調達	海外調達	合 計	度額対決算総額比率	度予算対決算総額比率	度額対国内総生産比率	度対予算国内総生産比率
教育	3,575	6,516	10,091	9.4	8.2	0.8	1.3
健康	1,118	1,105	2,223	1.3	1.8	0.1	0.3
農業・林業	3,076	15,439	18,515	12.0	15.1	1.0	2.5
工業・鉱業・エネルギー	669	23,000	23,669	11.3	19.4	1.0	3.2
運輸・情報伝達	14,059	43,547	57,606	54.7	47.2	4.9	7.9
その他	9,503	323	9,826	11.0	8.0	1.0	1.3
合計	32,000	89,930	121,930	100.0	100.0	9.0	16.8

優先順位の高い計画と予定を実行していく戦略は、政府、海外支援機関及び地方並に海外の投資の協力を包含するものとなるであろう。資金調達先（それは主に外国の調達先からであるが）が現存する一方で、人的資源や適切な技術が必要となるであろう。訓練の場を提供し、継続して計画と予定を達成するために、国内の人的資源と外国の経営者や技術者は結合されるであろう。地方や外国の私的団体の結びつきは、可能な限り何処においても、計画立案、管理及び実行の段階における地域共同体の結合によって促進されるであろう。

「ラオス人民民主共和国において、円滑な民事及び商事取引を確実にを行うための安全を確保するシステムをどのようにして確立するか」

我が国の民事及び商事取引の安全を確保するシステムや法律を制定する手続きは、ラオス人民民主共和国憲法に書かれている。一般に、法律や規則は、立法府によって制定され、大統領が署名する。ただし、それは、その法律が既に立法府の議決を得ていることが前提である。しかしながら、その前には、行政府の各省庁が法制作の専門家を使って法案を作成し、かかる法案を法務省に提出する。その後、法務省は、各省庁とともに会議において当該法案を議論・分析し、その上で法案を国会に送るのである。

また規則の制定には、通常当該省庁が認可した上で、首相官邸に法案を送って、署名させた上、その後に、当該省庁がその規則を国民や当該規則を執行する管轄下の行政組織に公布するのである。

ラオス人民民主共和国では、1995年に憲法が公布されてから今日までに、30の法律が国内で議決・制定されて、施行されている。たとえば、外国からの投資を促進し監督する法

律、商業・取引法、労働法、環境被害アセスメント規則、工業及び手工業規則などである。

取引・商業法は通商省が責任を負担しており、外国投資法は外国投資協力委員会（The Committee for Foreign Investment and Cooperation）が責任を負担している。

ラオス人民民主共和国政府は、自国に対して投資しようとする外国人に対しては、個人でも法人でも、自国と外国人相互に利益になり且つラオス人民民主共和国の法律に従う限り、これを援助している。

外国投資家は、合法的な経済活動の全ての分野に、投資し、事業を行うかもしれない。たとえば、農業や林業、製造業、エネルギー業、鉱物の精製、手工業、情報伝達や輸送業、建築業、旅行業、サービス業等である。

外国投資家は国家の安全、自然環境、公衆衛生、または国家的文化に有害な事業や、ラオス人民民主共和国の法律や規則を破壊する事業に対して投資したり、これらの事業を行ったりするかもしれない。

外国投資家のラオス人民共和国内における資産や資本は、ラオス人民民主共和国の法律や規則に完全に守られることとなるであろう。そうした資産や資本は、公的な目的のもので即時支払で相応かつ効果的な補償を除いては、徴収されたものでも、没収されたものでも、あるいは国有化されたものでもないであろう。

私はラオス人民民主共和国の商法に関して非常に小さなある点について触れたいと思う。この商法の目的は、経済構造と政府の政策のもとで市場経済の発達に基礎づけられた経済の全ての分野を促進することである。製造業、運送業、建築業や流通その他の業務に投資している国内外のビジネスマン等。ラオス人民民主共和国の法律は、こうした全ての業務団体と人々の権利を保護しているのである。

ラオス人民民主共和国の国民、海外の人々、ラオスに居住しているもののラオス人民民主共和国の国民でない人々、こうした全ての人々は、ラオス人民民主共和国の法律を遵守しているおかげで、彼らの業務に参加しかつ遂行できるのである。

企業は、次の三つのカテゴリーに分けられる商業活動を基礎にする商業体である。それは、私企業、国家企業、及びジョイントベンチャーあるいはパートナーシップあるいは協同組合または混合企業である。そこには個人的企業とそうでない企業の二種類の企業体がある。全ての企業体は、ラオス人民民主共和国の法律を遵守しているが故に、互いに競争し、挑戦しあうことの出来る権利を有しているのである。

ラオス人民民主共和国の法律は、全ての企業の資本と資産及び利益に対して保護を与えているのである。

全ての企業は次のことに責任を負わなければならない。

一労働者や従業員の権利と利益を保護すること

- 環境保護
- 納税
- 既に登録した分野における制限内の活動
- 会計法に従った会計制度の構築

私の仕事は、通商省において、商法の運用ないしは投資を促進する部門に関わっています。したがって、私はこの国際民商事法研修において、これらの法律をもっと知りたいと思っています。最後にこの機会に皆様の貴重な助力に対してあつくお礼を述べておきたいと思っています。

(訳：林 邦彦)

[モンゴル]

裁判外紛争処理手段の現状

ドルジ オドバヤール

Dorj Odbayar(モンゴル)

司法省国際法・司法協力局司法協力担当課長

- 民事裁判所で民商事取引にかかわる紛争はどのように取り扱われているのか？
- 法律専門家は紛争解決のプロセスにどのように参画するのか？
- どのような代替的紛争解決手段があるのか？その類型、詳細と法的効力はどのようなものか？
- 紛争解決のために当事者間のあっせん、調停、交渉はどの程度利用されているのか？
- 民商事の契約締結と紛争の未然防止のため法律専門家はどのように関わっているか？
- 代替的紛争解決手段にはどのような問題があるのか？
- 代替的紛争解決手段のどの点を改良すべきか？

自然人、法人、その他の団体による民事、商事の取り引きに関わる紛争は裁判所で審理され判決されることとなっている。

モンゴル民法の第154条、第156条および第157条により、

- ① 財産の所有者は他人に（不法に）占有されている財産について所有権を主張することができる。
- ② 何人が占有しているかにかかわらず自らの所有権が侵害されていると思う所有者は、その侵害の除去を請求することができる。
- ③ 所有権の行使を妨げるいかなる行為についてもその排除を請求することができる。と規定されている。民商事取引のほとんどの紛争において、上記の権利を実現するため、自然人、法人により裁判所に訴えが提起される。

自然人間および法人間の民商事の紛争解決のために、モンゴルには2つの機関が存在する。

モンゴル民事訴訟法第4条によると、裁判所は次の理由により民事事件を審理することができる。

- ① 自然人または法人による財産権および人格権の侵害されているとの訴え。
- ② 第三者の権利、自由および利益の保護のためになされる自然人又は法人による訴えで法律で定められたもの。

- ③ 法律で定められた特別な行為についての規制法を適用して解決される申立てで利害関係人によってなされるもの。
- ④ 行政運営、裁判、検察、事件の登録、調査や他の組織や営利企業の活動および公式の決定について法律で規定されているものについての自然人および法人による訴え。
- ⑤ その他法律で定められた理由に基づくもの。

モンゴル民事訴訟法第67条、第109条では、訴訟のいかなる段階においても、訴訟手続きが開始された後は、もし、原告又は申立人が訴えを取り下げた場合、被告が原告の請求を認諾した場合、もしくは両者が和解した場合、裁判所は原告、被告両者の合意の確認として訴訟の終了を命ずることができる。このように裁判所による（訴訟の終了）決定は、確定判決と同じ効力をもつ。

被告が原告の請求内容を満足させる場合、訴え却下を命ずることとなる。

しかし、この請求を満たす行為は第三者の権利、自由や正当な利益を侵害するものであってはならない。

両当事者の和解、原告の訴えの取り下げまたは被告の請求認諾が法律に抵触しないかぎり、それらを許可することにより訴訟を終了させることを要する。

民事訴訟法第2章「民事事件の裁判管轄」、第13条によると、関係当事者の双方が合意した場合および一方当事者がモンゴル人である事案につき、法律および国際条約によって定めがある場合、仲裁人は、外国人または外国法人からの、ないしはその間の紛争を仲裁することができる。

以上を前提として、裁判官は事件を同法64条の規定により仲裁人に移送を命ずることができる。

モンゴル民事訴訟法第44条は、鑑定人の選任、その権利義務および鑑定報告書について規定する。裁判官は科学、コンピューター、会計、芸術、文化、技術といった分野で特別な専門知識を必要とする事件を処理するため、原告または被告からの申立てに基づき、または職権により鑑定人を選任することができる。

必要がある場合、裁判官は同時に複数の鑑定人を選任することができる。それら鑑定人が全員同意した場合、鑑定人は一通の鑑定報告書を全員署名の上、提出しなければならない。しかし、鑑定人のうち他の鑑定評価に同意しない者が出た場合は、その鑑定人は別の鑑定報告書を提出することができる。

鑑定人は裁判所からの呼出しがあれば、審理に出頭しなければならない。その際、いかなる質問に対しても真実を述べ、かつ正確に答えなければならない。もし故意に虚偽の鑑定を行った場合、刑事上の責任を負うこととなる。

鑑定人は資料が十分で無い場合、また鑑定に必要な知識が欠ける場合、鑑定を行うことを拒むことができる。

モンゴル外国貿易仲裁法が制定され、1995年に施行された。この法律は国際的な商取引や所有権に関わる法的紛争について権利や利益を実現するため自然人や法人から外国貿易仲裁人に申し立てられた仲裁手続きについて規定するものである。

同法第3条によると外国貿易仲裁は非政府かつ非営利の法人で、仲裁に適した紛争について審理し決定を下す権限を与えられていなければならない。

外国貿易仲裁の義務と権能はモンゴル商工会議所法第4章第2節の第6条の規定によって、同会議所内の仲裁廷によって運営されている。仲裁廷は仲裁条項または合意の適用によって次の紛争について決定を下すことができる。

- ① 国際取引引き及び契約でモンゴル人またはモンゴルの法人と外国の自然人または法人との間に生じたものおよび契約を締結するにいたるまでに生じた紛争。
- ② モンゴル国内で営業する外国資本による法人のモンゴル人出資者と外国人出資者の間に生じた紛争。
- ③ 外国法人間の法的紛争。

仲裁廷は、当事者双方が選択し合意した特定国または国際条約により適用可能とされる法律やルールを適用しなければならない。もし当事者双方がそのような合意をしていない場合、いずれかの当事者が所属するかまたは国際条約に基づいて適用される国の法律やルールを適用する。

仲裁廷は仲裁判断を行うに際しては、双方によって結ばれた合意および特定の取引引きの慣習に同等の効果を与えなければならない。

仲裁廷で判断されるべき仲裁事件は、モンゴルまたは外国の自然人、法人もしくはその他の団体によって提起される申立てに基づいて開始される。

特段の合意が当事者の間に別に無い限り、仲裁廷は審議の中で手続関与者による申し出により、または職権で、紛争の解決を促進するため、科学、コンピューター、会計、芸術や技術といった分野で、特別な専門知識を必要とする事件の解決のために鑑定人を選任することができる。

仲裁廷は、鑑定人の鑑定のために、当事者に対してあらゆる種類の文書、情報、商品のほか関連する事項の提出を要求することができる。

鑑定人は、仲裁当事者の要請により、または仲裁廷に召喚された場合、鑑定評価を審理のなかで述べなければならない。そこで鑑定人は、真実を述べ、かつ正確な回答を質問に対してしなければならない。

必要と思慮されるときには、いかなる鑑定人も事件の仲裁手続きの書類を吟味する権利、およびそのような資料を仲裁廷に対して準備するよう要求することができる。

仲裁廷は事件を審理し、決定を下すことができる。仲裁廷の決定は最終かつ両当事者を拘束する。仲裁廷の決定は、決定が下された日に効力を発する。

上記のようなモンゴルの代替的紛争解決手段の現況の概要でわかるように、正式の裁判の手続きによる紛争解決を代替する交渉（和解）、あつせん、仲裁のシステムを創設し、その法的枠組みとともに運営していくためのメカニズムが必要である。加えて、代替的紛争解決手段の発展は現在モンゴルで進行中の法改革の一環としてなされるべきである。事件の増加による裁判所の混雑、高い司法コスト、また単純に司法手続きに訴えたがらない性向などの理由により、国民は特に民商事の分野において紛争を解決し、正当な権利と利益を守るため代替的な手続きを選好するようになるものと思われる。よって代替的紛争解決手段の法的システムにおいて導入することは、裁判所の訴訟の事件の負担を軽減するのみならず、特に公的当事者や私人の双方に関わる民商事事件について迅速な司法運営の促進にもつながるものである。また、そのような改革は、モンゴルへの外資導入への望ましい環境づくりにも役立つであろう。というのも外国人や外国法人は、モンゴルの裁判所によるよりも仲裁のような代替的な方法を紛争解決手段として指向するからである。民間の当事者として国家機関が契約相手となる場合、司法に事件を持ち込むことは避けたがるものである。なぜなら外国人や外国法人は裁判所で適用される法律や手続きの実際についてほとんど知識がないし、国家によって任命されたモンゴルの裁判官が当初から国よりの立場にたつことを恐れているからである。しかも、国際的な商事紛争を扱う国際裁判所は現在のところ存在しない。

それに加えて、現行の仲裁手続きは、外国貿易仲裁を含めた改革のみならず、民商事取引紛争を含む国内の仲裁手続きをも構築し、その法的ルールを設けるよう改革されるべきである。このように、国内仲裁、国際商事仲裁および外国仲裁判断の執行にかかわるルールを含んだ新しい仲裁手続きに関する法律を作り、仲裁に関する法律を明確にする必要がある。その作業のなかで、モンゴルは国連国際貿易法委員会（UNCITRAL）の国際商事仲裁モデル法と同 UNCITRAL 仲裁規則を紛争解決のために採用すべきであろう。

このように、モンゴルにおける代替的紛争解決手段を確立することは、国内および国際の商事関係から生ずる紛争の公平かつ効率的な解決のための法的枠組みづくりに多大な貢献をすることになる。

（訳：小高將根）

担保制度の現状と問題点

ジュグネ シシミシエグ
Jugnee Shishmishig (モンゴル)

対外関係省貿易・経済協力部政策・貿易問題担当官

- 担保制度に関し、どのような法令があるか。
- 契約においてどのような担保制度が使用されるか、その種類、内容の詳細、法的強制について。
- 債務の履行を強制させるのには、どのような手段があるか。
- 担保制度に関する問題にはどのようなものがあるか。
- 担保制度において改革の必要な部分はどこか。

市場経済において全ての私的契約は、担保制度の様々な手法によって保証された債務の履行を含んでいる。このような手法は債務の一般原則を反映し、財産法の要素を含むものである。それらは、債務の適切な履行のための証書としての役割を果たすとともに、履行者側の破産においては救済策としての役割も果たす。そこで全ての国が、私法の立法においてこの制度の重要性を認めているのである。私的、あるいは商取引において、好ましい条件を作り出すために、モンゴルでは民法の大幅な改定、債務の履行に関して、特に第179条～第185条、第2章の第10節と第11節、第434条において改定を行った。

また、債務の不履行に関する責任について規定する第189条～第194条についても同様である。

モンゴル民法第179条によれば、債務の履行は違約金、抵当、手付金、保証等によって裏付けられている。救済手続きについて個別の契約が何の備えも持っていないという事実は、主たる債務が無効であるとする理由にはなり得ない。主要な債務が無効となるのなら、契約そのものの法的拘束力はない。

違約金は、一方が他方に対し、その法的または契約上の債務の不履行もしくは不完全な履行に対し、支払うことを保証するいくばくかの金銭である。

主たる債務の契約の形態に関わらず、違約金に関する取り決めは書面で締結されねばならない。この条件に従わない契約は無効である。

違約金は、違約罰もしくは損失に対する補償として取得されなければならない。

違約罰金は、当然、債権者に対して、債務の履行を怠ったまたは完全に履行しなかった

債務者によって支払われるべきもので、その金額は事前に法または契約に明記されているか、履行されなかった、あるいは完全に履行されなかった債務の価値の一定の割合を基に算出されなければならない。

損失に対する補償は、債務者から債権者に対して支払われるべきもので、法または契約によって規定され、遅滞日数によって算出され、また履行されなかった債務の価値の一定の割合を基に算出されなければならない。

違約金の総額は、履行されなかった債務の価値の50%を超えることはできない。

もし、契約が違約金の支払いについて規定していれば、(契約の)不履行または不完全履行によって生じた損失は、この違約金の総額を上回って補償され得るし、債権者の選択で違約金が支払われても、損失補償がなされてもよい。しかし、法または契約で規定されるなら、損失補償や罰金は全額が支払われ得る。

もし、債務者の側に、債務不履行または不完全履行に責めがないなら、債権者は違約金の請求はできない。

違約金の金額が契約で規定され、それが債権者の被った損失を超えるなら、裁判所または仲裁裁判所は、違約金を減額することができる。

抵当は、債務やそのほか関連する権利を保護するための手段である。

抵当の対象となるのは、動産または不動産、もしくはそれらに対する所有権である。

抵当権に関する契約が他に明記していなければ、抵当権の設定された不動産の利用から抵当期間中に生じた利益、収入、生産物、そのほかの果実にも抵当権を設定し得る。

土地に抵当権が設定され、契約が他に明記していなければ、土地、現存する建造物または建築中の建造物にのみ抵当権を設定できる。

抵当権に関する同意事項は、書面で記録され、公証人によって認証され、不動産登記官のいる登記所で登記されなければならない。このような条件を満たしていない抵当権に関する同意は無効である。

もし、債務者が抵当によって担保された法的な債務または契約上の債務を履行しない場合、債権者＝抵当権者はそのほかの債権者に優先して、抵当権の設定された財産からその損失を回復できる。

抵当権設定者は債務者、または第三者でもよい。抵当権設定者は当該財産の所有者でなければならない。

法に特に明記されていないならば、債務、損失または不利益は、抵当権の設定された財産から満たされ得る。

抵当に関する契約は、当事者の住所と氏名、それによって担保される債務、およびその

金額、履行期限、抵当権の設定された財産の位置並びに種類と価値を含まなければならない。

不動産に抵当権が設定される場合は、抵当権者の権利は契約の登記日から発生し、そのほかの財産の場合は、抵当権者へのその占有を移転した日から発生する。もし、契約が抵当権の設定された財産を移転しないことを明記するならば、抵当権者の権利は契約締結日から生じる。

法または契約に特に明記されていないならば、抵当権の設定された動産は抵当権者に占有を移さなければならない。抵当権者＝被移転者は当該財産の保全に努めなければならない。

債権者の請求は、裁判所の命令によって抵当権の設定された財産の価値から満たされなければならない。

法または抵当権に関する合意事項に特に明記されていないならば、抵当権設定者は抵当権の設定された不動産の価値を損なわぬよう保全し、その価値を保つため必要な措置を施さなければならない。

抵当権設定者は、自身の目的のために財産を使用する権利を有し、他人にそれを使用せしむること、また、他人の所有に移転し、他人に売り、遺贈することができる。そのような場合でも、抵当権に関する合意は有効である。このような抵当権設定者の権利を制限するような合意は無効である。

ある不動産にさらに抵当権が認められるには、複数の契約が締結されなければならない。抵当権設定者は、後続の抵当権者に対し、当該不動産上に現存する全ての抵当権について、前もって告知しなければならない。後続の抵当権に関する合意は、抵当契約の登記に関する一般規定の求めるところに従い、締結されなければならない。抵当権の設定に関する合意の下における売却の権利の行使から生じた利益は、抵当権の登記の順序に応じ、抵当権者の請求を満たすよう分配されなくてはならない。

その権利を行使する抵当権者から請求された不動産の競売は、裁判所の命令によってのみ行われ得る。もし、抵当権設定者及び抵当権者から共同で請求のあったときは、裁判所はそのほかの方法での売却を命じることができる。

抵当権者の権利は、以下の場合消滅する。

- (1) 抵当によって保証されていた債務の消滅
- (2) 抵当の設定されていた物件の滅失
- (3) 抵当の設定されていた物件の所有権を債権者が取得した場合
- (4) 抵当の設定されていた物件が競売された時

また、民法第182条及び「預金、融資、貸金契約に関する1996年法」の第29条は、債務者が貸付契約に書かれたその債務を特定の期限までに履行できない場合の、銀行や質屋による担保貸付と貸付担保になり得る資産に係る問題を扱う。

特に法に明記されていない場合は、手付金は、契約の締結を証明し、その履行を確約するために、契約の一方の当事者が他方に対し、その債務の一部として与えた金銭の和または財産である。

手付金を払った側が債務不履行に陥った場合は、その者は手付金を喪失する。

もし、手付金を受け取った側が、債務不履行に陥った場合はその倍額を相手方に支払わなければならない。

法に特に明記されていなければ、債務不履行に陥った側は、相手方が被った損失に対する補償額に当該手付金を算入する。

保証人は、債務者の債務の全部または一部の債務者による履行を債権者に保証しなければならず、また債務者の不履行に対して責任を負うことを保証する内容の契約を締結しなければならない。

保証契約は書面でなされなくてはならない。この条件を満たさない契約は無効である。

契約に特に明記されていなければ、保証人は当事者の一方のみの請求によって、その保証を放棄することができない。

契約に特に明記されていなければ、債権者は補償されたその権利を第三者に譲渡することができない。

契約に特に明記されていなければ、債務者と保証人は債務の不履行に対し、連帯して責任を負う。また、契約に明記されていなければ、共同保証人も連帯して責任を負う。

債務を履行する保証人は、当該債務については債権者のすべての権利を負う。債権者は履行を証する文書を保証人に手交しなければならない。債務を履行する保証人に対して、当該債務に係る請求権を移転しなければならない。

債権者が保証人に対し(履行を)訴えた時は、保証人は債務者が債権者に対してなし得たすべての抗弁をなすことができる。

債務者の完全な債務不履行、または一部の不履行があつて、保証人が履行に着手すべき日から1年以内に債権者が保証人に対し(履行を)訴えない時は、保証は消滅する。保証契約が期限を明記せず締結され、または無条件に締結された時は、その締結から3年をもって効力を失う。

債務者は履行内容について保証を与えることができ、特定の期間、債務者が移転できる財産の内容について保証を与えることができる。債権者はそれらの書面での通知を受ける。

債権者は、その保証において言及された期間には、当該財産の通常の使用を損なうよう

な欠損について訴えることができる。その場合、債権者は当該財産の無償による修復、または適当な代替物、もしくは財産の移転時に欠損分の弁済と減額分の補償を請求することができる。

裁判所は義務の履行に関する争いについて判断し、担保物件の競売を命ずることができる。

「不動産登録法」の第21条、「判決執行法」の第12条、第22-25条、第29条、第29条の1、第32条、第34—38条によれば、債務者が一定の期間内に裁判所の判決を履行せず、または履行を拒否したときは、執行官は以下の行為を行うことができる。

- (1) 債務者の財産調査、差押え、抵当権の設定、押収、売却処分
- (2) 債務者の給与及びその他の所得からの弁償
- (3) 第三者により保有されている債務者の財産または金銭からの支払
- (4) 判決によって特定された物件の債務者から債権者への譲渡、そのほか特定の義務の履行の強制
- (5) そのほかの法的手段

今日モンゴルは担保の分野において次のような問題に直面しつつある。それは、義務を履行させるメカニズムの完成、担保を強制するための規制手段の発展と拡張、上記の分野における司法手続きの研究、より効果的な手段の創設、その広報、国民の法的利益の援護などである。

担保システムを発展させる目的で、抵当契約、動産と不動産に設定された抵当権の移転、不動産における抵当権の登記並びに保証、抵当物件の競売の手続きと告知などに関する規制を改善するために、現行法を改正することも必要である。

また、大陸法に従って、違約金、抵当、保証を含めた担保システムの各要素や規制を導入することも必要である。

(訳：中谷文彦)

[ミャンマー]

担保制度の現状と課題

キン トウエイ ミン
Khin Htwe Myint(ミャンマー)

司法長官官房法務官

序論

1. かつて英国領であったミャンマー連邦は、自然かつ必然的に、英連邦時代に制定された英語での法を受入れざるを得なかった。後に続く政府はこれらの法を新たなミャンマー語での法に変更するよう努力した。約50年を経て国家法秩序回復評議会(The State Law and Order Restoration Council)が1988年に州の責務を承継した時点でも、約300の英語の法が存在した。国家法秩序回復評議会はかかる英語の法のいくつかを廃止し、必要な場合には、新たに自国語の法を制定した。にもかかわらず、173もの英語の法律がなお存在する。担保制度に関する法はまだ英語で存在するこれらの法のいくつかである。
2. 担保制度に関して存在するいくつかの法は次の通りである。
 - a. 契約法 (Contract Act)
 - b. 資産移転法 (Transfer of Property Act)
 - c. 1987年不動産移転規制法 (Transfer of Immovable Property Restriction Law, 1987)
 - d. 銀行法 (Banking Laws)
3. この論文では、その主題は、保証、抵当および質権の標題の下その順で検討される。

保証

4. ミャンマーの保証法は、元来は1972年にインドで制定された契約法第8章に規定される。契約法126条で、保証は「不履行の場合に、第三者の約束を履行しまたはその責任を遂行する契約で、口頭または書面で成立し得る。」と定義される。保証人は、契約で別段に規定されない限り、主債務者と同範囲の責任を負う。保証で別段に規定されない限り、債権者が主債務者を訴えずまたは主債務者に対して他の救済手段を執行しないことのみをもって、保証人は免責されるものではなく、共同保証人の免責によって他の保証

人が免責されるものでもない。保証人によって将来の取引についていつでも破棄され得る継続保証に、特に注意すべきである。

5. 国内の政府の省による借入れまたは海外からの国内事業のための借入れについて、大蔵国税大臣および中央銀行は、政府を代理して、州予算法12b. 条に基づき借入保証を行うことができ、かかる保証は各会計年度の初めに公表される。
6. 中央銀行は、ミャンマー中央銀行法9 e. 条に基づき、州の内外でかついかなる通貨によってもその適切と考える条件にて貸付けを行いまたは保証する権限が認められる。されに、同法76f. 条に基づき、中央銀行は、政府の許可を得て、その適切と考える条件で、外貨での借入れを行い、さらにその保証を行う権限が認められる。
7. ミャンマー金融機関法に関する規則22条に基づき、金融機関は、その裁量により、それが決定する条件で、貸付け、立替えおよび過振りの担保として、自行その他の金融機関での要求払預金、貴金属、多様な証券、物品もしくはその権原証券、生命保険証券および不動産もしくはその権原証券を含む多様な資産を受入れることができる。ミャンマー金融機関法25k. 条に基づき、金融機関は、中央銀行の承認を得て、貸付けの拡大および業務の履行等のため保証を行うことができる。ミャンマー金融機関法に関する規則18条は、法の解釈として、金融機関は補償、保証、担保による保証の契約を締結し、その他ローン、無担保債券および株式の発行を保証もしくは交渉し、または扱うことができると規定する。
8. 州機関による借入権限は、州予算法10条に由来するが、それは州経済機関 (State Economic Organization and Cantonment) および自治体は、政府の承認を得て、そのプロジェクトのために外国から借入れをすることができると規定する。政府の借入権限は、政府保証の証券または無担保債券の発行によるかその他の方法によるかにかかわらず、同法8条に由来する。

抵当

i. 1882年資産移転法

9. 資産移転法は1882年に制定された。本法は、不動産の販売、抵当、リース、交換および贈与等の法的移転について規定する。本法で、「抵当」は、貸付け、現在もしくは将来の負債または金銭債務を生じ得る契約の履行により前払いされる資金の支払を担保す

るための特定不動産の権利の移転と定義される。

10. 資産移転法の下で5種類の抵当権が存在する。これらは、単純抵当、条件付売買による抵当、用益権的抵当、英国抵当および権原証券の預託による抵当である。
11. 現在、ミャンマー銀行法は、土地を担保とすることを認める。ミャンマー金融機関法に関する規則21 f. は、金融機関が不動産またはその権原書類を担保として受入れることを認める。しかしながら、外国人または外国企業への不動産の抵当は、1987年不動産移転規制法により禁じられている。

ii. 1987年不動産移転（規制）法

12. 同法3条は、市民の外国人への不動産の移転およびその逆を禁止する。それは、何人も、不動産を、販売、購入、贈与、贈与の受入れ、抵当、抵当の受入れ、交換またはその他の方法での移転および移転の受入れによって、外国人または外国人により所有される会社に移転しない。」と規定する。そして、本法5条に基づき、何人も不動産を外国人もしくは外国企業からまたはそれらに対して、1年を超えて賃貸借することはできない。同法14条は、外国の外交組織、国連組織または、その他の組織もしくは人につき、政府の裁量により、同法の規定は免除され得ると規定する。第15条は、同法の規定は、州の公益のため州当局との契約に基づき組織された会社または組織に適用されないと規定する。

質権

13. 契約法は動産質を認める。負債の支払いまたは約束の履行の担保としての物の寄託は質と呼ばれる。ミャンマー銀行法は金融機関に、動産を担保として受入れることを認める。物品またはその権原書類およびその他の動産またはその権原書類は、銀行に、預託、質入、非占有質入、譲渡または移転され得る。
14. ミャンマー銀行法は、金融機関に、株式、公債および証券の質入を担保として受入れることを認め、そこでは、受託者は受託金を法に従って投資し、債務証券および有限責任会社の全額払込済株式に投資する権限を認められている。この権利は、承認された貸付けのため株式その他の利益の取得を認めるミャンマー金融機関法36 a. 条によって再確認されている。

結論

15. ミャンマーの法制度は、英国コモンロー制度に由来し、ミャンマーの担保制度が古い英国植民地の制度にその起源をもつことを明らかに見ることができる。しかし、契約法、資産移転法、不動産移転規制法、銀行法等の一連の制定法が存在し、それらはミャンマーにおける担保制度の分野を適切にカバーする。

(訳：川村真文)

裁判外紛争処理の現状と課題

キン トウイー ミン
Khin Htwe Myint

司法長官官房法務官

序論

1. 裁判外紛争処理は、民事法廷での訴訟提起によらない、紛争当事者間の解決への到達手段を意味する。多くの代替的紛争解決手段が存在する。最も一般的な手段は仲裁である。

仲裁

2. 最も一般的な代替的紛争解決手段は仲裁である。仲裁には長い歴史があり、一定の経済取引分野で紛争解決手段として頻繁に利用されてきた。
3. 仲裁は、その本質上合意によるものであり、当事者がその紛争を仲裁人に付託することに合意しなくてはならない。多くの場合、当事者は、紛争の仲裁への付託を定める条項を契約に含めることにより、事前に合意することができる。
4. ミャンマーでは、現行の仲裁法は1944年に制定された。これは、ミャンマーにおける主たる仲裁手続法である。同法は、2つの選択的仲裁手続を規定する。関係当事者は、2つの選択肢のいずれかを選択することができる。第一の選択肢は裁判所の介入のない仲裁であり、第二は裁判所の介入がある仲裁である。同法は、仲裁人の任命、その解任に対する裁判所の監督、仲裁判断、民事法廷での仲裁判断の執行、仲裁判断の最高裁判所への上訴に関する規定を含む。

仲裁人の任命

5. 当事者によって任命され得る仲裁人の資格について制限はない。契約で各当事者により各一名が任命される二名の仲裁人に付託されることが規定される場合、別段の意思が表明されない限り
 - ・ 任命された仲裁人のいずれかが仲裁を拒否し、仲裁することができずまたは死亡した場合、かかる仲裁人を任命した当事者は、その欠員を満たすため新たに仲裁人を任命することができる。

- ・ 他方当事者から任命を求める旨の書面の通知が送達された後15日間当事者が仲裁人を任命せず、かかる他方当事者がかかる通知を行う前に仲裁人を任命していた場合、仲裁人を任命した当事者はかかる仲裁人を単独の仲裁人として任命することができ、その仲裁判断は両当事者を拘束する。

6. 裁判所は、次の場合には、当事者のため仲裁人（適当な場合には、審判人（umpire））を任命する。

- ・ 契約で仲裁人の指定または仲裁人の選任方法の規定がなされず、当事者が仲裁人の任命について合意せず、
- ・ 選任された仲裁人が仲裁を行わずもしくはそれを拒否し、または
- ・ 当事者または仲裁人が審判人または第三の仲裁人を任命することができる場合にその任命を行わない場合。

7. 仲裁人または審判人は次の権限を有する。

- ・ いずれかの点または、必要な場合には、仲裁判断の主題全体について裁判所の意見を
- ・ 得、
- ・ 仲裁判断でのうっかりミスまたは遺漏から生じる事務的な誤りを訂正し、
- ・ 仲裁の全当事者に宣誓させ、
- ・ 仲裁契約に別段の意図が明示されない限り、条件つきまたは選択的に仲裁判断を行うこと。

審判人

8. 二名の仲裁人に付託される場合、生じ得る不一致について決断するために審判人を選任することは、いずれかの当事者または仲裁人にとって異例である。審判人は、仲裁判断がなされる前であれば、たとえ付託される前であっても、いつでも選任され得る。審判人は、仲裁人と同じ権利義務を有し、その義務は仲裁人の判断の不一致のため審判人が招集された日から開始する。仲裁契約に三名の仲裁人が任命される旨が規定される場合、各当事者が各一名を任命し、三人目は、当事者により任命される二名の仲裁人により任命され、審判人の任命が規定される場合と同じ効力を有するものとみなされる。

裁判所による解任に対する監督

9. 当事者は、仲裁人または審判人の解任を希望する場合、裁判所に申立てることができる。裁判所は、仲裁手続において適切に行動せず、不正行為を行いもしくは手続を誤つ

た仲裁人または審判人を解任できる。裁判所は、審判人または仲裁人を解任する場合、その代わりの者を任命することができる。

仲裁判断

10. 仲裁人または審判人は、両当事者の主張および証人の証言を聞いた後仲裁判断を行う。原則として、仲裁判断は最終的であり、有効なものであればそれに対して上訴することはできない。結論的には、仲裁人の汚職もしくは詐欺、管轄権の逸脱、または仲裁判断に法の誤りが存在する場合、裁判所は当事者または仲裁人の要請により介入する。
11. 仲裁契約に別段の規定がなければ、仲裁人は、費用を負担する者を決定することができる。通常は、敗訴当事者が費用を負担しなければならない。

仲裁判断の執行

12. 仲裁判断は裁判所を通じて執行される。仲裁判断は裁判所に申立てられなくてはならない。裁判所は、仲裁判断を移送または破棄する理由がなければ、上訴期間の経過後、仲裁判断の規定に従い判決を宣告する。判決が仲裁判断を逸脱しその他仲裁判断に従わない場合を除き、かかる判決に対する上訴は許されない。
13. 仲裁から裁判に付託される場合、裁判所は仲裁に付された判断または事案を仲裁人または審判人に移送し検討させることができる。仲裁判断が移送される場合、仲裁人または審判人は、別段の指示がない限り、裁判所が指定する期間内に判断しなくてはならない。その後、裁判所は、仲裁判断を破棄し、修正または訂正することができる。
14. 1944年仲裁法以外に、私たちは、1937年仲裁（議定書および条約）法も有する。この法律は、仲裁条項に関する議定書に国内法的効果を与える。この議定書は、付則1として同法の一部をなす。同様に、外国仲裁判断に関する条約は同法付則2において効力が認められる。ミャンマーは仲裁条項に関する1923年ジュネーブ議定書および外国仲裁判断の執行に関する1927年ジュネーブ条約を採択した。そして、同法の付則1および付則2は、それぞれ、この議定書および条約を規定する。議定書および条約はその締約国での外国仲裁判断のミャンマーにおける承認と執行を規定し、それらの国におけるミャンマー仲裁判断の執行の相互的権利を認める。

上訴

15. 上訴は本法に基づきなされる次の命令から最高裁判所に対して行われる。

命令

1. 仲裁の破棄
2. 特別事案の様式 (in the form of a special case) でなされる仲裁判断に関するもの
3. 仲裁判断の修正または訂正
4. 仲裁契約の申立または申立の拒絶
5. 仲裁契約が存在する場合の訴訟手続の停止または停止の拒絶
6. 仲裁判断の破棄または破棄の拒絶

結論

16. ミャンマーが1988年に市場経済システムを採用して以来、多様な経済取引が行われてきた。ミャンマーにおける外国投資の増加により、紛争解決の問題は常に、外国投資家の懸念事項となり、しばしば仲裁による紛争解決が希望される。問題は、仲裁が行われ仲裁判断がなされた国が上記の議定書および条約の締約国でない限り、外国仲裁判断の執行がミャンマーの現行法により認められていないことである。

17. ミャンマーはアセアンのメンバーとなり、アセアンの新メンバーに批准が求められる14の主要合意を批准しなくてはならない。かかる合意の中に、紛争解決方法に関する議定書がある。アセアンの新メンバーとして、ミャンマーはこの議定書を批准しなくてはならない。

18. かかる状況において、ミャンマーは現行法にかわって仲裁に関する新法の制定を検討しなくてはならない。さらに、ミャンマーは、1958年ニューヨーク条約またはその他の外国仲裁判断の承認および執行に関する国際条約に加盟できる立場にある。これにより、外国仲裁判断はミャンマーで承認および執行され得ることになる。

(訳：川村真文)

〔ヴェトナム〕

ヴェトナムに関する報告

レ ミン ティエン
Le Minh Tien (ヴェトナム)
商務省法務部外国貿易担当専門官

I ヴェトナムの簡潔な紹介

- 面積：331,113.6平方キロメートル
- 1994年の人口：7,250万人
- 一平方キロメートルあたりの人口密度：219人
- 484県・区〔Districts〕
- 76省轄都市・市〔Towns, Cities under Provinces〕
- 429県轄市〔Towns, under Districts〕
- 9,557町・村〔communes, Precincts〕
- 一千年間の中国の支配
- 九百年間の独立
- 八十年のフランスの植民政策
- 1945年革命からヴェトナム社会主義共和国へ
 - +1945年3月9日 : フランスの植民地経営が日本によって転覆される
 - +1954年5月5日 : ディエンビエンフー〔Dien Bien Phu〕(フランス軍降伏)
 - +1954年5月20日 : ジュネーブ協定；ヴェトナムは二つの部分に分割された(南と北)。
 - +1954年から : 南ヴェトナムは合衆国およびその同盟国によって占領された。
 - +1975年4月30日以降：ヴェトナムは完全に平和を獲得し、国を統一した。
- 地理的設定：ヴェトナムはインドシナ半島の東海岸に位置する。北は中国、西はラオスとカンボジアに接し、東および南は東海〔the East Sea〕〔＝南シナ海〕(太平洋)に臨む。

本質的には熱帯の国で多湿のモンスーン気候である。一年の平均気温は国中の至る所で摂氏20度を越える。7月にはハノイ〔Hanoi〕で平均摂氏28.6度、フエ〔Hue〕で28.9度、サイゴン〔Saigon〕で27.6度である。平均して、一年で、平野部で1,500ミリ以上、山岳部で2,000から3,000ミリの降雨量がある。例年の平均相対湿度は80パーセントを越え、雨

季には90パーセントに達する。乾期は11月から4月まで、雨期は5月から10月まで続く。北部では乾期は寒く、冬は時には厳しい（ハノイでは最低【記録一訳者補充】で摂氏2.7度）〔minimum in Hanoi 2.7℃〕。川は豊かである。紅河〔the Red River〕とメコン川〔the Mekong River〕はもっとも大きなものである。山岳と丘陵が領土の5分の4を覆う（最高峰；Fansipan で3,142メートル）。山系は、北部から南へ1,400キロメートルを越えて伸びながら、北西部の国境から東部の Nam Bo まで延びている。

生活状態：ヴェトナムは低所得の国であり、一人あたりでは一年につき240米ドルにすぎない。

社会的機構：ヴェトナムもおそらく他の国々と同様で、次のような社会的機構がある。
：国会；国家主席；国会常任委員会；政府；最高人民裁判所；最高人民検察院；内閣；地方政府；女性連合；祖国戦線；労働組合総連合；青年連合

ヴェトナムは昔からの文化を有する国で、中国の哲学およびフランスのそれによって影響を受けた。

ヴェトナムには54の民族集団がある。ベト人〔the Viet〕つまりキン族〔Kinh〕（主に平地に住んでいる）は、主要な民族で、国の人口の88パーセントにのぼる。53の少数民族は、計550万人に達するが、主に山岳部に住んでいる。その中で、最も主要な民族は、以下のものである：タイ族〔The Tay〕、ヌン族〔The Nung〕、ターイ族〔The Thai〕、ムオン族〔The Muong〕、モン族〔The H. Mong〕、ザオ族〔The Zao〕、ホア族〔The Hoa〕、クメール族〔The Khmer〕、バーナー族〔The Bana〕、セダン族〔The Se Dang〕、ザライ族〔The Gia Rai〕、エデ族〔The Edeh〕

言語：共通の国語はヴェトナム語（つまりキン語、ヴェトナム語）で、人口の80パーセントの人々によって話されている。少数民族は、一般に彼ら自身の言葉に加えてキン語を話す。以下の三つの語族がある。

- 1 / シナ・チベット語族〔The Sino-Tibetan group〕（Tey, Nung, Thai, H. Mong, Han…）
- 2 / モン・クメール語〔The Mon-Khmer group〕（Se Dang, Bana, Khmer…）
- 3 / マラヨ・ポリネシア語〔The Malayo-polynesian group〕（Gia Rai, Edeh, Cham…）

〔訳者注：民族名の邦訳については、坪井善明編『アジア読本 ヴェトナム』（1995年・河出書房新社）72頁・Supapohn Kanwerayotin（訳者：坪井善明北海道大学法学部教授

〔当時〕の表を参考にした。なお、この表と、本翻訳の上記の語族と民族の対応関係については、必ずしも一致していない。]

II 経済的成果

2.1 成果

1991年から1995年までの5年間の「ドイ・モイ」〔＝刷新〕政策の継続の間、ベトナム経済は次のような業績を達成した。

経済は著しい成長率を達成し、次の段階の発展に必要な条件を創設した。GDP〔＝国内総生産〕の毎年の成長率は、5.5から5.6パーセントの目標に対して、平均8.3パーセントで、工業部門の成長は13.3パーセント、農業部門は4.3パーセントでサービス部門は12.3パーセントである。財政と金融の部門は安定してきた。消費者物価指数（CPI）は1991年の67パーセントから1993年の5.2パーセントに低下し、1994年には14パーセントである。

投資の総規模は急速に拡大している。5年間の投資総額は150億米ドルという見通しに達するであろう。これは27.6パーセントの外国直接投資（FDI）および31パーセントの自国の民間投資を含む。

経済構造は近代化と技術革新に向けて変化してきている。1990年と1995年のGDPの分野別構成比を表1に示す。

表1 1990年と1995年のGDPの分野別構成比

	1990年	1995年
工 業	22.6%	31.0%
農 業	38.8%	25.7%
サ ー ビ ス 業	38.6%	43.3%

経済地域〔economic zones〕は総合経済開発計画に従って建設された。既に、北部および南西部という二つの主要な地域の経済開発計画は完成した。ホーチミン市〔Ho Chi Minh City〕、ビエンホア〔Bien Hoa〕、カントー〔Can Tho〕、ハノイ〔Ha Noi〕およびクアンニン〔Quang Ninh〕において工業区〔Industrialized zones〕、輸出加工区〔EP-ZONES〕および工業団地〔industrial clusters〕が、並びに中部の沿海部の省において工業区および輸出加工区が形成された。

外国との経済的な関係は拡大しさらに発展してきた。輸出入市場は大きく拡張し、輸出額は毎年平均20パーセントで増加している。

ベトナムへの外国からの投資は急速に伸びている。ベトナムにおける外国投資家の登録総資本金額は1995年には150億米ドルに達するであろうと推測されている。

ヴェトナムへの外国政府および国際機関によって供与された海外開発援助〔Overseas Development Aid〕（ODA）は現在38億米ドルに達した。

民衆の生活水準は改善されてきた。雇用問題に注意が払われてきた。健康管理や教育のようなソーシャルプログラム〔social programmes〕が実施されてきた。

社会の安全その他が安定しているのは、堅実な政治的および社会的基盤、経済発展に有利な条件を提供すること並びに外国の投資家に彼らがヴェトナムにおけるその事業について信頼することができることを保障することによってである。

経済改革と同時に、新法および規則の公布を伴いつつ、行政改革が実行されてきたが、社会全体の発展の中にダイナミズムを注入することを狙うものであった。

しかし、十分発達していない状態からの経済改革の過程においては、依然として次のような特定の困難や短所が存在する。

- 低い経済の効率と質

- 財政と金融の状況は、まだ十分に安定していないので、依然として困難な状態にある。

- マクロ経済運営は経済の全体的な発展に依然として追いついていない。

- 一次のような社会的困難が依然として存在する。失業、異なる地球間及び異なる社会的集団間での生活水準の不均衡、および

- 社会経済的なインフラの乏しさ。

2.2 1996年から2000年の開発計画においてカギとなる問題点

1996年から2000年の期間の開発計画は国会に提出され承認される準備ができています。計画の主要なポイントは次のようになっている。

開発の目標。一人当たりのGDPを2000年までに1990年と比べて倍にすること、そして可能であればさらに増加させることを目的とした、社会経済の安定および発展の戦略を継続すること（第七回共産党大会にて承認された）。経済の質と効率性の改良に集中し、このように急速で安定した成長率を創り地域内の他の諸国との格差を少なくすること。

産業化と近代化の計画を行うこと。経済の構造における明白な変化を達成するために、工業の発展を重要視すること、農業と農村区域の構造を変えること、およびすべての社会階層の生活水準を改善すること。

2.3 高い成長率を目指す経済発展

1991年から1995年の期間において獲得されたすべての長所と成果は、GDPの毎年の成長率を平均10ないし11パーセントにまでもっていき、経済の成長率を増加させるために、

充分に使われるべきである。

工業。工業部門の毎年の成長率を15から16パーセントの間にして、工業部門を集中的に発展させること。何よりもまず、我々は、消費財および輸出志向の工業の発展を重要視し、選択的なやり方で、エレクトロニクス、石油およびガス、化学および肥料、セメント、鉄鋼および機械という欠かすことのできないある特定の重工業部門を、発展させねばならない。このようにして、経済全体の安定した力強い発展のための確固たる基礎をつくるのである。

2000年までにGDPを次のようにするために、経済の構造は、集中的に、GDPにおける工業の割合をドラスティックに増加させるであろう工業化に向けて移行されるべきである。：工業—35パーセント、農業—16パーセント、サービス業—49パーセント。

安定しかつよく計画された工業の成長を達成し、国土のすべての地域における均衡のとれた開発をつくりだすために、工業区および工業団地、EPZONESの開発計画に厳密に従うこと、およびそれらの形成を支援するためにインフラへの投資をすること、が必要である。2000年までに次のようなカギとなる産業は一定レベルの発展に至ることが必要である。

農産物加工工業：輸出品の品質を確立し、一次産品の輸出をなくしつつ、加工工業の能力を増加させること。

消費財製造業：消費財の輸出額を増やすために、これらの工業の生産能力を極大化し、これらの輸出市場を集中的に発展させること。

国内の需要を満たしセメントを輸出するために、セメントおよび建設資材工業を発展させること。建設資材を生産する企業は、地方市場への十分な建設資材の供給を確保するために発展させられるべきである。冶金：輸入した鉄塊によって建設用鋼材の国内市場を満足させること、スクラップを利用して徐々に工具鋼を作ること。

石油、ガスおよび化学工業：急速に原油の開発を増加させるため、石油精製施設、ガス加工プラントおよびその他の石油化学工場、ガスをベースにした肥料プラントその他の肥料プラントを建設する。

機械およびエレクトロニクス産業：造船、船舶修理、農業機械製造、自動車産業、電子機器および家庭電化製品のような収益ある機械工業を発展させること

鉱業：まず、地方市場の範囲を確保し並びに輸出を増やしつつ、石炭鉱業に重点を置くこと。宝石用原石の採掘および加工、並びに錫、銅、および金のような価値のある金属の採掘を増加すること。

農業。農産物、林産物、水産物の加工工業と緊密に協力して、すべて産業化と近代化に向かって、あらゆる方面に発展させられるべきである。次の分野を特に重視して、地方の

経済を発展させその構造を変えること、および一年につき4.5から5.0パーセントの農業部門の平均成長率を達成するための努力をすること。

- 毎年約200万トンの食料生産および輸出に対する地方の要求に適合させること。
- 集中的に多年生の穀物を栽培すること。
- 産業化された方法で畜産をすること。
- 造林並びに森林保護、および
- 農業に科学的小および技術的成果を利用すること。特に新種の開発および農業栽培技術について。

インフラの発達への投資。電力施設、運輸プロジェクト、水の供給および下水、並びに通信のようなインフラの発達に熱心に注意を払うこと。

エネルギー部門においては、あらゆる開発計画における電力需給を満たすことおよび発電量を1995年と比べて2000年までに倍増すること。後者については新しい水力プラント、石炭力およびガス力のプラント〔coal-fired and gas-fired thermopower plants〕の建設および送電線の建設によって達成される。

運輸の分野では、主要な幹線道路網の再建および改修をすること；国道〔Highway〕5号、1号、18号、14号、51号線；経済的中心地と地方および山岳地域とを結ぶ幹線道路；および地方の道路システムの発達。鉄道網は近代化されるべきであり、またハノイ、ホーチミン市およびダナンに新しい港と空港が建設されるべきである。

大都市における通信網は発達させられるべきであり、同時に地方の通信の発達にも注意が払われるべきである。

水の供給の分野では、大都市における供給の質を改善すること、小さな市における供給システムを築き上げること、および地方ないし山岳地域における清潔な水の供給計画を行うこと。ハノイ、ホーチミン市、ハイフォン、およびダナエのような大都市における下水システムは近代化されるべきである。

貿易とサービス。20パーセントを越える毎年の輸出額の増加率を獲得するため、輸出を重視すること、および付加価値のある輸出商品の部分を増やすこと。国内の市場の発展と国民の購買能力の向上に注意が払われるべきである。観光事業は力強く発展するべきである。

2.4 科学および技術、エコロジーおよび環境保護

- 様々な分野での科学調査と技術移転に特別な重要性があるものと考えること。
- 環境保護と接続可能な開発を念頭に置きつつ、合理的な方法での天然資源の探掘、および、

—情報技術、バイオテクノロジーの開発とハイテクゾーンの設立を目的とした、高度先端技術の形成と発展。

2.5 文化、教育、健康管理および社会問題

現代文明と古くからの文化的財産を結合させた国民的文化の構築。

人々の医療介護と健康管理の促進、まずは省や県レベルでの健康管理センターの建設。

教育、訓練と教育の質の向上、および学校や訓練センターの建設の後援。自国の若者の職業訓練により注意が払われるべきである。

順調に社会問題を解決すること、貧困除去計画を実行することおよび異なる社会的階層の生活水準の格差を埋めること。より多くの職業を作り出して失業の割合を減少すること。

2.6 領土の開発

それぞれの地域の長所を最適に利用することによって、地域全体のあらゆる側面での開発の基礎となり得る経済地域 [economic zones]、カギとなる経済地域 [key economic areas] を設立すること。

不便な地域や高地といった、これらの地域の後進性を克服するために、支援すること。

2.7 開発に動員される資本

1996年から2000年の期間における資本に対する需要は、400から500億米ドルと見積もられ、その40パーセントは自国で動員され、60パーセントは外国資本であるとされている。

民族資本に関しては、国民からの投下資本を動員するために有利な手段がとられるべきである。外国資本に関してもまだ、ODA および FDI という財源を最も有利に得るために好意的な手段がとられるべきである。

地元および外国資本を流動的にすることを目的とした資本市場の発達。

2.8 経営と法の近代化の推進

—金融および銀行政策の近代化

—国有企業の近代化

—投資および資本の流動化政策の成熟と近代化

—法典および経済システムのさらなる建設、および

—行政改革のさらなる実行

開発計画を立てることは国家的目標を設定することになる。諸目標の達成には、外国投

資家の協力を得た、すべてのヴィエトナム人の労働の結果の成果、および利用可能な最上の現代技術を利用することが必要である。

Ⅲ ヴィエトナムにおける民事および取引紛争の解決

自国と外国の法人の間の民事および取引関係において生じた紛争を解決する二つの国家制度がある。

1. 第一の制度は人民裁判所 (People's Court) である (民事裁判所 (Civil Court), 経済裁判所 (Economic Court), 文民裁判所 (Civilian Court), 行政裁判所 (Administrative Court), および軍事裁判所 (Military Court) を含む)。

あらゆる裁判所の活動は、1992年10月6日付の、ヴィエトナムの国会で成立した、人民裁判所を設立する諸法律 [訳者注：人民裁判所組織法のことか] に基づいている。

人民裁判所の職務は、ヴィエトナム共和国の政治体制を守ること、国家所有の、共有の財産を保護すること、市民の生命、財産、自由、名誉および人間の尊厳を保護することである。

人民裁判所のシステムは以下のものから成り立っている。

一最高人民裁判所

一省および (中央政府直轄) 都市の人民裁判所。

一県轄の郡または市の人民裁判所。1992年付の設置のための法律は、市民の小規模な紛争を解決するための調停委員会 (reconciliating groups) を設立する法律を地方において。民事関係の裁判官はすべての法・規則 (regulations of laws) (1992年憲法、1995年民法、1997年取引法 (Trading laws) …) を以下の諸規則の下で遵守しなければならない：裁判官会議 (the judge Council) (裁判官および人民のコンサルタント (people's consultants)) は公開で判断あるいは見解を下し (give public judgement or view), すべての市民、すべての組織が法の下で平等であり、男女の性、民族集団、宗教、社会的地位等の間で違いはない。裁判所は訴訟に参与する者に当該裁判所におけるその者の言語および表記方法 [writing とあるが writing の誤りか] を用いることを保障する。

「ヴィエトナムの裁判所の判決は、有効であるときは、すべての国家組織、軍隊、経済単位およびすべての市民によって実行されなければならない。」(11条)

ヴィエトナムの自然人と商事会社の間およびヴィエトナムの取引会社と外国の会社の間で生じた紛争は、通常ヴィエトナムの経済裁判所において解決される。

ヴィエトナムの経済裁判所は二段階から成り立っている。

一最高経済裁判所 (the Central Economic Court)

一省、中央政府直轄都市の経済裁判所

経済事件の解決手続に関する法令に従って (in line with the regulations of legal orders on formality of settlement of Economic legal procedure) 経済裁判所の裁判原則は、1994年3月16日付で国会常任委員会で成立した。

経済裁判所の裁判原則は、「自然人、法人は一法的手続に従い—法律に従って経済的な法的行為 (Economic legal action) を手続きする権利およびその正当な利益を保護することを裁判所に要請する権利を有する。」(1条) ということである。

経済判決の法的効力 (lawfull effect of economic judgement) は、民事判決と同様に、組織、団体、自然人に真摯にこれを実行することを強制する。

自然人、法人が民事判決を遵守しない場合においては、判決強制サービス (the Judgement Enforcement Service) はその者に判決を強制するための強制的な諸手段を適用するであろう。

判決を執行する (implement) ための強制的な諸手段

—1993年付の法律および法令の規定によれば、次のようになっている；

- ・財産を列挙する。
- ・列挙した財産を評価する。
- ・列挙した財産を提出する。
- ・列挙した財産を競売で売却する。
- ・列挙した財産を取り扱う (treating)。
- ・家屋、事務所を競売で売却する。
- ・売却財産額を清算する。
- ・違反者の収入を減少する決定を実行する。
- ・第三者によって申し立てられた違反者の財産を除く。
- ・用具 (utensils) その他の動産の引渡を強制する。
- ・現住家屋の引渡を強制する。
- ・違法な行為を終わらせるためのあらゆる命令を強制する。

ヴェトナム市民に関連した判断についての外国裁判所の民事判決について、国会常任委員会はヴェトナムにおける外国の判決・決定の承認および執行 (implementing) についての法令を1993年4月17日付で公布した。

承認および執行の原則はその第2条において次のように具体的に定められた。

1/ヴェトナムの裁判所は以下の場合にのみ外国の裁判所の民事判決をヴェトナムにおいて承認および執行することを斟酌する。

— a / 外国の裁判所の判決、決定で、ヴェトナムがこの主題に関連した協定に当該国と署名した場合

— b / ヴェトナムの法律によって執行することが認められかつ許された判決、決定

2 / 外国の裁判所の判決、民事判決は、これらがヴェトナムの裁判所によって執行することが認められかつ強制された後にのみヴェトナムにおいて執行される。

2. 第二の制度は仲裁廷 (the arbitrator council) である。

1993 [訳者注：原文では1963] 年、ヴェトナムの首相は外国貿易仲裁廷 [Foreign Trade Arbitrator Council] の設立についての1993年4月10日付の52/CP 番の決定を公布し、1993 [訳者注：原文では1963] 年3月5日付で会議の仲裁規則をハノイにて承認した。これは重要な立法上の基盤であり、これに従って外国貿易仲裁廷はヴェトナムの会社と外国のそれとの間の取引関係において生じた紛争を判断することができるであろう。

第2条：外国貿易仲裁廷についての規則は明確に指摘する：「外国貿易仲裁廷は、ヴェトナムの経済単位と外国のそれとの間の外国貿易における、関係者間で署名済の取引の合意または契約の履行 (implementation) における紛争を判断する。」(第2条)

同時に、これらの紛争は清算、輸送、保険のような取引活動から生じる。

外国貿易仲裁廷の紛争を解決する正規の手続きは次のようなものである：

申立人 [prosecutor] (ヴェトナムの当事者あるいは外国のそれ) と被申立人 [defendant] がいないなければならない。被申立人側と仲裁人との間の、これらの問題が交渉によって解決される結果に至る議論の手續において、これは申立人に知らされる。したがって、交渉は二当事者の間の取引関係において重要な役割を果たし、かつこれはヴェトナムの仲裁人によって利用される。二当事者間の交渉は公然ではないし、裁定 (verdict) を与えるものではない、それでこれは二当事者の権利を保護するだけでなく、二当事者の名声を保つもので、両サイドの間の良い関係を保つものである。

以前は、ヴェトナムにおいては、紛争が生じたとき、二当事者は、通常、裁判所 (被告の住んでいるところの地方にある裁判所) によって解決されることに合意した。この判断は被告に不利で、紛争が秘密に保たれないために被告の名声に対して悪く影響した。

仲裁人による判断は迅速で、効果的であり、二当事者の利益を満足させる。

ヴェトナムにおける仲裁人による判断から、次のような結論に達することができる。

a / 仲裁判断に対する上訴はない、これに関係する手續は簡易である。

b / 議論している内容および判断の結果は、以下の原則に基づいて、限られた聴衆に限定【して公開一訳者補充】される：秘密裏の判断、および仲裁人は判断を公表しない。

c／専門的に扱う仲裁人のほうが、取引活動について熟知していること、および一般的な国際上の実務に従った判断の点で裁判所よりも優越している。

d／仲裁人は政治的な権威によって支配されない。

ヴェトナムが改革をして市場メカニズムに従って以来、ヴェトナムの首相は1993年4月28日付でヴェトナム国際仲裁センター〔International Arbitrator Center of Vietnam〕の設立についての決定204／TTGを公布した。ヴェトナム国際仲裁センターは外国貿易仲裁委員会〔Foreign Trade Arbitrator Council〕およびヴェトナム海事仲裁委員会〔Vietnam Maritime Arbitrator Council〕を統合したものを基にした。

ヴェトナム国際仲裁センターは、以下の場合に取引紛争を解決するための強力な権限を有する：

1. 一方の当事者が外国法人である場合。
2. 二当事者がヴェトナム国際仲裁センターに付託することに合意した場合。ヴェトナムの仲裁判断が存在し、一方の当事者が上で言及した判断を任意に履行しないヴェトナム人である場合、判断の執行は民事手続と同様に適用される。

外国の仲裁判断がヴェトナムにおいて執行させられるために、ヴェトナム政府は、外国仲裁判断の承認および執行に関する1958年ニューヨーク条約に加盟した。これは、ヴェトナムのパートナーと協力する際に外国の実業家を安心させる重要な司法的基盤である。

1958年ニューヨーク条約への参加と並行して、1995年9月27日に、国会常任委員会は、外国仲裁判断のヴェトナムにおける承認および執行に関する法令を公布した。

承認および執行の原則は第2条において次のように具体的に定められている。

- a／ヴェトナムが協定を結んだ国あるいは加盟した国際的な合意の加盟国で下された判断の場合。
- b／相互主義に基づく場合。
- c／外国仲裁判断がヴェトナムの裁判所によって承認され、(上述のように)民事判決として執行された場合。

3. ヴェトナムにおける取引法専門家の仕事

私はMoscow State Institute of International Relationsを卒業後の1981年12月以来、ヴェトナム社会主義共和国、商務省法務部にて働いてきた。1997年5月10日にヴェトナムの国会で成立した取引法の制定に参加し、また1998年1月1日からlegal forceに在籍しているのであるが、ヴェトナムにおける取引法の制定に対して私は最大の貢献をした。

コンサルタントとして働きながら、私は、多くの自国並びに外国の会社が取引紛争を解決するための交渉を支え、また仲裁人の役割に関して成功を収めている。私は日本の会社（Cuu Long Trading Company Corp. Ltd.）とヴィエトナムの会社の間のくず鉄の取引についての取引紛争を成功のうちに仲裁した事件をはっきりと覚えている。契約上は、港を出発する際の検査で保証された品質〔stipulated results of examination〕で最終的に足りるのだが、その上日本側の当事者は商品の検査および輸送につき責任のある専門家を持っていた。不幸なことに、古い鉄を輸送中、ヴィエトナムの会社によって運ばれたくず鉄の山から爆発が起こり、日本人労働者が負傷した。このことはマスメディアによって扱われた。論理上は、ヴィエトナムの会社は、日本側から支払を受けることのできる合法的な約定があったが、日本の会社は、引き渡された商品は契約に合致していないという理由で、支払を拒絶した。私は法務部長によってこの事件を解決するために選任された。日本当事者に対して直ちに50万米ドルを支払うようヴィエトナムの当事者が要求する一方で、両当事者間の6ヶ月の交渉の後、支払額は30万米ドルに軽減された。この紛争に際して、私が明確に示したことは、戦争の期間が続いた国においては、商品の瑕疵は避け得ない、収集された爆発物の爆弾の破片という山のなかで爆発物を回避することは不可能である、ということであった。ヴィエトナムの会社およびヴィエトナム商務省法務部によって支えられた私の調査に基づいて、本紛争は平穏に解決された。

私が知っているところでは、現在、Cuu Long Trading Corp. Ltd は成功裏にヴィエトナムにおいて事業を継続しているとのことである。

私は、私の理解に関係するいくつかの諸問題、JICAによって計算された国際民商事法研修と調和する活動について判りやすく説明する（?）

私はまだ一度も日本にいったことはないが、私は本コースに出席し、いつか胸をふくらませた美しい夕日の国、日本への訪問が許されるよう願っている。

ハノイにて1997年10月7日

LE MINH TIEN

ヴィエトナム社会主義共和国商務省法務部専門官〔Expert of Legal Department of Ministry of trade of S.R of Vietnam〕

（サイン）

（訳：大江 毅）

編集後記

財団法人国際民商事法センター
事務局次長 相沢 繁昌

関東地方も梅雨に入ったと発表され、うっとうしい季節を迎えました。会員の皆様にはお変わりありませんでしょうか。

景気は下げ止まりつつあるといわれ、株価に回復の兆しも感じられますが、このところの雇用の悪化が消費を萎縮させ、せっかくの回復の兆しをつぶしかねない状況になっているのではないのでしょうか。何とか早くこの危機を脱して、景気浮揚に向かってもらいたいものです。

さて、去る5月20日（木）法曹会館において、当財団の第八回理事会及び第七回評議員会が開催され、①評議員（1名）推薦の件、②学術評議員（2名）推薦の件、③平成10年度事業報告、収支決算及び財産目録の件、④平成11年度事業計画及び収支予算の件、が承認されました。本号はこの詳細を掲載し、会員の皆様にご報告するものです。

また、平成10年2月から3月にかけて行われた第2回「国際民商事法研修」（いわゆるマルチ研修。）に参加された6カ国9名の研修員レポートをあわせ掲載しています。是非ご一読いただきまして、ご感想等事務局までお寄せいただければ幸いです。

6～7月には、第8回ベトナム法整備支援研修（6月7日から7月2日まで）、日中民商事法セミナー（6月10・11日）が実施され、カンボジア法制度整備の民法・民事訴訟法作業部会も月1回のペースで進行中です。また、平成9年7月から活動してきました、アジア・太平洋倒産法研究会（AB研）は、その間に開催しました「アジア・太平洋諸国における倒産法制」及び「企業倒産と担保法」の2回のシンポジウムの内容も含め、研究成果を取りまとめ、「アジア・太平洋比較法制シリーズ」として発行を予定しております。その第1号を「アジア・太平洋諸国における倒産法制」として発行し、会員の皆様にお配りしますので、どうぞご期待下さい。

厳しい経済情勢がなおしばらく続くかと思いますが、引き続き当財団の活動にご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

以上

発 行 日：平成11年6月28日

発 行 者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館

TEL 03(3505)0525

FAX 03(3505)0833

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役社長 杉本恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03(3552)3566(代)

FAX 03(3553)1271